

神戸市国民保護計画

(資料編)

令和5年4月

神戸市

目 次

第1 関係機関一覧	1
第1 関係機関一覧	3
1 県・市町国民保護担当部署	3
2 指定行政機関	7
3 指定地方行政機関	9
4 指定公共機関	10
5 指定地方公共機関	12
6 消防本部・消防署	14
7 警察本部・警察署	17
第2 避 難	19
第2 避 難	21
1 避難施設 兼 緊急一時避難施設	21
2 緊急一時避難施設	36
第3 救 援	39
第3 救 援	41
1 病院・医療機関等	41
2 火葬場	48
第4 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処	51
第4 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処	53
1 生活関連等施設の定義	53
2 危険物質等の定義	55
3 危険物質等に対する措置	58
4 神戸市消防局NBC災害対応装備保有状況	61
5 神戸市保有車両一覧*	62
6 神戸市内飛行場外離着陸場一覧表*	63
(様式第1号)	65
7 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場*	66
8 大阪府下の三次救急医療機関と災害用臨時ヘリポート*	67
9 県外その他の三次救急医療機関と離着陸場*	68
10 核燃料物質等に関する国の専門機関連絡窓口一覧	68
第5 様式集	69
第5 様式集	71
1 安否情報関係	71

2	被害情報の報告様式.....	76
3	火災・災害等即報要領に定める報告.....	77
第6	条例・要綱等.....	83
第6	条例・要綱等.....	85
1	神戸市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例.....	85
2	神戸市国民保護協議会条例.....	87
3	神戸市国民保護協議会運営要綱.....	88
4	神戸市国民保護協議会の構成.....	89
5	神戸市防災指令規程*.....	95
6	神戸市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱.....	97
第7	省令・告示等.....	105
第7	省令・告示等.....	107
1	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）（様式は別掲）.....	107
2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準.....	109
3	火災・災害等即報要領（様式は別掲）.....	114
4	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方.....	124
5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン.....	125

目次では末尾に*を付している項目は、神戸市地域防災計画で規定されている内容と一致しているものである。

第1 關係機關一覽

第 1 関係機関一覧

1 県・市町国民保護担当部署

機関名	担当部署	所在地
兵庫県	防災企画課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
	災害対策課	同 上
神戸市	危機管理室	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
尼崎市	危機管理安全局 企画管理課	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1
	災害対策課	同 上
西宮市	防災総務課	〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3
	災害対策課	同 上
芦屋市	都市建設部 防災安全課	〒659-8501 芦屋市精道町 7-6
伊丹市	総務部 危機管理室	〒664-8503 伊丹市千僧 1-1
宝塚市	都市安全部 危機管理室 総合防災課	〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1
川西市	総務部 危機管理室	〒666-8501 川西市中央町 12-1
三田市	危機管理課	〒669-1595 三田市三輪 2-1-1

※平成29年7月現在

機関名	担当部署	所在地
猪名川町	企画総務部総務課危機管理室	〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
明石市	総務局 総合安全対策室	〒673-8686 明石市中崎 1-5-1
加古川市	総務部 危機管理室	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
高砂市	企画総務部 危機管理室	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1-1-1
稲美町	経済環境部 危機管理課	〒675-1115 加古郡稲美町国岡 1-1
播磨町	危機管理グループ	〒675-0182 加古郡播磨町東本荘 1-5-30
西脇市	くらし安心部 防災安全課	〒677-8511 西脇市郷瀬町 605
三木市	危機管理課	〒673-0492 三木市上の丸町 10-30
小野市	市民安全部 防災グループ	〒675-1378 小野市王子町 809
加西市	総務部危機管理課	〒675-2395 加西市北条町横尾 1000
加東市	協働部防災課	〒673-1493 加東市社 50

※平成29年7月現在

機関名	担当部署	所在地
多可町	生活安全課	〒679-1192 多可郡多可町中区中村町 123
姫路市	市長公室 危機管理室	〒670-8501 姫路市三左衛門堀西の町 3
市川町	総務課	〒679-2392 神崎郡市川町西川辺 165-3
福崎町	住民生活課	〒679-2280 神崎郡福崎町南田原 3116-1
神河町	住民生活課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前 64
相生市	企画総務部 危機管理課	〒678-8585 相生市旭 1-1-3
たつの市	総務部 危機管理課	〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1
赤穂市	市長公室 危機管理担当	〒678-0292 赤穂市加里屋 81
宍粟市	まちづくり推進部 消防防災課	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133-6
太子町	総務部 企画政策課	〒671-1592 揖保郡太子町鶺 280-1
上郡町	住民課	〒678-1292 赤穂郡上郡町大持 278
佐用町	企画防災課 防災対策室	〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611-1

※平成29年7月現在

機関名	担当部署	所在地
豊岡市	政策調整部 防災課	〒668-8666 豊岡市中央町 2-4
養父市	危機管理室 防災安全課	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675
朝来市	危機管理室 防災安全課	〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1
香美町	総務課	〒669-6592 美方郡香美町香住区香住 870-1
新温泉町	町民課	〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂 2673-1
篠山市	市民生活部 市民安全課	〒669-2397 篠山市北新町 41
丹波市	生活環境部 くらしの安全課	〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀 1
洲本市	総務部 消防防災課	〒656-8686 洲本市本町 3-4-10
南あわじ市	危機管理部 危機管理課	〒656-0492 南あわじ市市善光寺 22-1
淡路市	危機管理部 危機管理課	〒656-2292 淡路市生穂新島 8

※平成29年7月現在

2 指定行政機関

名称	国民保護担当部署	郵便番号	所在地
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1
消費者庁	総務課	100-6178	東京都千代田区永田町 2-11-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課 広報室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1
	総合外交政策局人権 人道課	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令 審議室	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
スポーツ庁	政策課	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対 策室	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害 総合対策室	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

※平成29年4月現在

名 称	国民保護担当部署	郵便番号	所在地
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	100-8931	東京都港区六本木 1-9-9
国土交通省	大臣官房危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	100-8989	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
防衛省	防衛政策局運用政策課統合幕僚監部参事官付	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1

※平成29年4月現在

3 指定地方行政機関

名称	国民保護担当部署	郵便番号	所在地
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	540-0012	大阪市中央区谷町 2-1-17
近畿中部防衛局	企画部 地方調整課	540-0008	大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館
近畿総合通信局	防災対策推進室	540-8795	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館
近畿財務局 神戸財務事務所	総務課	650-0024	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎
神戸税関	総務部総務課 総務第一係	650-0041	神戸市中央区新港町 12-1
近畿厚生局	総務課	541-8556	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 3 階
兵庫労働局	総務課	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 15F
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都市上京区西洞院通り下 長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎
近畿中国森林管理局	企画調整課	530-0042	大阪市北区天満橋 1-8-75
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館
中部近畿産業保安監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 3 階
近畿地方整備局	企画部防災課	540-8586	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 7 階
	六甲砂防事務所	658-0052	神戸市東灘区住吉東 3-13-15
近畿運輸局	総務部安全防災・ 危機管理調整官	540-8558	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館

※平成29年4月現在

名称	国民保護担当部署	郵便番号	所在地
神戸運輸監理部	総務企画部 安全防災・危機管理課	650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎
大阪航空局	総務部安全企画・ 保安対策課	540-8559	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館
東京航空交通管制部	総務課	359-0042	埼玉県所沢市並木 1-12
神戸地方気象台	防災管理室 (休・夜) 観測予報管理官室	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎内
第五管区 海上保安本部	総務部総務課	650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎
近畿地方環境事務所	総務課	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31OMM8F

※平成29年4月現在

4 指定公共機関

名称	担当部署	郵便番号	所在地
日本放送協会	神戸放送局	650-8515	神戸市中央区中山手通 2-24-7
朝日放送(株)	総務局	553-8503	大阪市福島区福島 1-1-30
(株)毎日放送	総務局	530-8304	大阪市北区茶屋町 17-1
関西テレビ放送(株)	総務局	530-8408	大阪市北区扇町 2-1-7
読賣テレビ放送(株)	総務局	540-8510	大阪市中央区城見 2-2-33
大阪放送(株)	制作報道部	552-0007	大阪市港区弁天 1-2-4
(株)フェリーさんふらわあ	企画部	658-0031	神戸市東灘区向洋町東 3-21
阪九フェリー(株)	旅客営業部	800-0113	福岡県北九州市門司区新門司北 1-1
マルエーフェリー(株)	神戸営業所	658-0031	神戸市東灘区向洋町東 3 六甲アイランド六甲船客ターミナル
西日本JRバス(株)	総務部総務課	554-8510	大阪市此花区北港 1-3-23
日本交通(株)	神戸営業所	650-0045	神戸市中央区港島 8-11-6
阪急バス(株)	自動車事業部 営業推進課	561-8561	大阪府豊中市庄内西町 5-1-24
阪神バス(株)	総務部	660-0072	兵庫県尼崎市大庄川田町 108-1
日本航空(株)	経営企画本部 経営戦略部	140-8637	東京都品川区東品川 2-4-11
全日本空輸(株)	ANA 大阪支店総務課	530-0001	大阪市北区梅田 2-4-9 プリーゼタワー 三宮三和東洋ビル 11 階
スカイマーク(株)	経営企画部経営戦略課	144-0041	東京都大田区羽田空港 3-5-10 ユーティリティセンタービル 8F
(株)ソラシドエア	企画部	880-0912	宮崎市大字赤江宮崎空港内
(株)AIRDO	企画部	060-0001	北海道札幌市中央区北 1 条西 2-9 オーク札幌ビル 8F
西日本旅客鉄道(株)	神戸支社 安全推進室	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-3-2
阪急電鉄(株)	運輸部運転担当	530-8389	大阪市北区芝田 1-16-1
阪神電気鉄道(株)	都市交通事業本部 運輸部企画課	553-8553	大阪市福島区海老江 1-1-24
井本商運(株)	営業部運航課	650-0034	神戸市中央区浪花町 59 神戸朝日ビルディング 22F

※平成29年4月現在

名称	担当部署	郵便番号	所在地
佐川急便(株)	CSR 推進部	601-8104	京都府京都市南区上烏羽角田町 68 (東京本社)東京都江東区新砂 2-2-8
西濃運輸(株)	総務部	503-8501	岐阜県大垣市田口町 1
日本通運(株)	神戸支店総務課	650-0024	神戸市中央区浜辺通 4-1-21
福山通運(株)	業務部(東京)	135-0044	東京都江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸(株)	兵庫主管支店	651-1431	西宮市山口町阪神流通センター3-5-4
	姫路主管支店	671-0252	姫路市花田町加納原田661-1
西日本電信電話(株)	兵庫支店	650-0024	神戸市中央区海岸通 11
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)	カスタマサービス部 危機管理担当	100-0004	東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町谷ビル本館 6 階
KDDI(株)	関西総支社管理部	540-0001	大阪市中央区城見 2-2-72
(株)ドコモ CS 関西	神戸支店	651-0088	神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮
ソフトバンク(株)	総務本部コーポレートセキュリティ部	105-7317	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
関西電力(株)	神戸支社 業務グループ	650-0001	神戸市中央区加納町 6-2-1
電源開発(株)	西日本支店	530-0005	大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル
大阪ガス(株)	兵庫導管部	650-0046	神戸市中央区港島中町 4-5-3
日本郵便(株)	神戸中央郵便局 総務課	650-8799	神戸市中央区栄町通 6-2-1
(独)国立病院機構	近畿グループ人事担当 総務経理課	540-0006	大阪市中央区法円坂 2-1-14
(独)水資源機構関西・吉野川支社	淀川本部 施設管理課	540-0005	大阪市中央区上町A番 12 号 上町セイワビル内
西日本高速道路(株)	関西支社 保全サービス事業部	567-0871	茨木市岩倉町 1-13
阪神高速道路(株)	神戸管理部	650-0041	神戸市中央区新港町 16-1
本州四国連絡高速道路(株)	神戸管理センター	655-0852	神戸市垂水区名谷町 549
日本赤十字社	兵庫県支部	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5
日本銀行	神戸支店	650-0034	神戸市中央区京町 81
電力広域的運営推進機関	総務部 業務グループ	135-0061	東京都江東区豊洲 6-2-15

※平成29年4月現在

5 指定地方公共機関

名称	担当部署	郵便番号	所在地
(株)サンテレビジョン	報道政策局 報道部	650-8586	神戸市中央区港島中町 6-9-1
兵庫エフエム放送(株)	編成局	650-8589	神戸市中央区波止場町 5-4
(株)ラジオ関西	報道制作部	650-8580	神戸市中央区東川崎町 1-5-7
ジャンボフェリー(株)	神戸支店	650-0041	神戸市中央区新港町 3-7
神姫バス(株)	バス事業部運輸課	670-0913	姫路市西駅前町 1
全但バス(株)	運輸事業部乗合事業課	667-0021	兵庫県養父市八鹿町八鹿 113-1
山陽バス(株)	安全推進部	655-0031	神戸市垂水区清水が丘 2-10-22
山陽電気鉄道(株)	鉄道営業部運転教育課	674-0092	明石市二見町東二見 1050
六甲山観光(株)	ケーブル下駅	657-0101	神戸市灘区六甲山町一ヶ谷 1-32
神戸高速鉄道(株)	総務企画部	650-0015	神戸市中央区多聞通 3-3-9
神戸新交通(株)	総務課	650-0045	神戸市中央区港島 6-6-1
神戸電鉄(株)	鉄道事業本部運輸部	651-1113	神戸市北区鈴蘭台南町 6-1-5
(一財)神戸すまいまちづくり公社	都市整備課 ロープウェー事業係	651-0096	神戸市中央区雲井通 5-3-1
智頭急行(株)	総務部総務企画課	689-1402	鳥取県八頭郡智頭町智頭 2052-1
北神急行電鉄(株)	鉄道部運輸課	651-1243	神戸市北区山田町下谷上字大橋 27
(一社)兵庫県トラック協会	総務部	657-0043	神戸市灘区大石東町 2-4-27
(一社)兵庫県LPガス防災協会		650-0011	神戸市中央区下山手通 6-3-28
(一社)兵庫県医師会	事務局	651- 8555	神戸市中央区磯上通 6-1-11
神戸市道路公社	総務課	651-1243	神戸市北区下谷上字池ノ内 6-1
芦有ドライブウェイ(株)	事業部	659-0004	兵庫県芦屋市奥池南町 34-1

※平成29年7月現在

6 消防本部・消防署

(1) 兵庫県内消防本部(局)

機関名	担当部署	所在地
神戸市消防局	総務課、 警防課	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
姫路市消防局	情報指令課	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3
尼崎市消防局	企画管理課、 消防防災課	〒660-0881 尼崎市昭和通 2-6-75
明石市消防本部	警防課	〒673-0044 明石市藤江 924-8
西宮市消防局	警防課	〒662-0911 西宮市池田町 13-3
芦屋市消防本部	警防課	〒659-0064 芦屋市精道町 8-26
伊丹市消防局	警防課	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-1
豊岡市消防本部	警防課	〒668-0055 豊岡市昭和町 4-33
加古川市消防本部	警防課	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
赤穂市消防本部	警防課	〒678-0239 赤穂市加里屋 1120-120
宝塚市消防本部	警防課	〒665-0033 宝塚市伊子志 3-14-61
三木市消防本部	警防第 1 課、 警防第 2 課	〒673-0433 三木市福井 1933-15
高砂市消防本部	消防課	〒676-0078 高砂市伊保 4-553-1
川西市消防本部	消防課	〒666-0017 川西市火打 1-12-11

※平成29年7月現在

機関名	担当部署	所在地
小野市消防本部	消防課	〒675-1378 小野市王子町 809
三田市消防本部	総務課	〒669-1543 三田市下深田 396
篠山市消防本部	警防課	〒669-2451 篠山市北 40-2
丹波市消防本部	消防課	〒669-3311 丹波市柏原町母坪 371-1
猪名川町消防本部	警防・救助担当	〒666-0233 川辺郡猪名川町紫合字古津側山 4-10
淡路広域消防事務組合消防本部	消防課	〒656-0021 洲本市塩屋 1-2-32
北はりま消防本部	警防課 (休・夜) 情報管理課	〒679-0292 加東市下滝野 1269-2
美方広域消防本部	警防課	〒669-6803 美方郡新温泉町今岡 257-1
西はりま消防本部	警防課	〒671-1692 たつの市揖保川町正條 279-1
南但消防本部	消防課	〒669-5261 朝来市和田山町枚田 436-1

※平成29年7月現在

(2) 神戸市内の消防署・出張所

名 称	所在地
東灘消防署	東灘区住吉東町 5-2-1
深田池出張所	東灘区住吉山手 4-11-1
青木出張所	東灘区本山南町 2-12-7
六甲アイランド出張所	東灘区向洋町中 4-2-3
灘消防署	灘区神ノ木通 3-6-18
青谷橋出張所	灘区城の下通 2-3-1
中央消防署	中央区小野柄通 2-1-19
栄町出張所	中央区栄町通 7-1-6
山手出張所	中央区下山手通 7-1-13
兵庫消防署	兵庫区荒田町 1-21-1
運南出張所	兵庫区浜山通 2-4-1
北消防署	北区北五葉 2-1-9
北神分署	北区藤原台北町 7-20-1
有馬出張所	北区有馬町字ウツギ谷 1307-8
山田出張所	北区山田町下谷上字池ノ内 21-3
ひよどり出張所	北区ひよどり台南町 1-15-120
長田消防署	長田区北町 3-4-8
大橋出張所	長田区大橋町 3-2-5
須磨消防署	須磨区中島町 1-1-1
板宿出張所	須磨区川上町 2-1-7
北須磨出張所	須磨区西落合 1-1-1
垂水消防署	垂水区舞多間東 1-10-30
高丸出張所	垂水区野田通 10-5
舞子出張所	垂水区舞子台 3-14-5
塩屋出張所	垂水区青山台 5-1-33
西消防署	西区春日台 5-1-10
伊川谷出張所	西区伊川谷町潤和字柿田 1056
押部谷出張所	西区桜が丘中町 1-848-1122
西神南出張所	西区室谷 2-12-3
水上消防署	中央区港島 3-2-2

※令和5年4月現在

7 警察本部・警察署

(1) 兵庫県警察本部

名称	国民保護担当部署	郵便番号	所在地
兵庫県警察本部	警備課	650-8510	神戸市中央区下山手通5-4-1
	交通規制課		同上
	神戸市警察部		同上

※令和4年1月現在

(2) 兵庫県内警察署

名称	郵便番号	所在地
東灘	658-0054	神戸市東灘区御影中町 2-3-2
灘	657-0831	神戸市灘区水道筋 1-24-8
葺合	651-0076	神戸市中央区吾妻通 5-1-2
生田	650-0004	神戸市中央区中山手通 2-2-25
兵庫	652-0047	神戸市兵庫区下沢通 3-1-28
長田	653-0016	神戸市長田区北町 3-4-9
須磨	654-0026	神戸市須磨区大池町 5-1-30
垂水	655-0006	神戸市垂水区本多聞 3-12-1
神戸水上	650-0042	神戸市中央区港島 3-1
神戸西	651-2273	神戸市西区糀台 5-12-2
神戸北	651-1142	神戸市北区甲栄台 3-6-1
有馬	651-1301	神戸市北区藤原台北町 6-18-1
芦屋	659-0065	芦屋市公光町 6-7
西宮	662-0853	西宮市津田町 3-3
甲子園	663-8177	西宮市甲子園七番町 11-14
尼崎南	660-0881	尼崎市昭和通 2-6-82
(西分庁舎)	660-0062	尼崎市浜田町 4-45
尼崎東	662-0976	尼崎市潮江 5-8-55
尼崎北	661-0012	尼崎市南塚口町 2-13-23
伊丹	664-0898	伊丹市千僧 1-51-2
川西	666-0003	川西市丸の内町 1-1
宝塚	665-0835	宝塚市旭町 1-2-30
三田	669-1531	三田市天神 1-10-1
篠山	669-2341	篠山市郡家 403-18

※平成29年7月現在

名称	郵便番号	所在地
丹波	669-3309	丹波市柏原町柏原 2649
明石	673-0025	明石市田町 2-10-10
三木	673-0402	三木市加佐 238
小野	675-1366	小野市中島町 535-1
加東	673-1431	加東市社 1075-2
加西	675-2321	加西市北条町東高室 873-7
西脇	677-0014	西脇市郷瀬町 666-6
加古川	675-0101	加古川市平岡町新在家 1224-13
高砂	676-0015	高砂市荒井町紙町 1-48
姫路	670-0943	姫路市市之郷 926-5
飾磨	672-8035	姫路市飾磨区中島 1130-9
網干	671-1234	姫路市網干区新在家 1336-6
福崎	679-2214	神崎郡福崎町福崎新 376-3
たつの	679-4167	たつの市龍野町富永 1005-75
相生	678-0007	相生市陸本町 11-26
赤穂	678-0233	赤穂市加里屋中洲 1-17
佐用	679-5301	佐用郡佐用町佐用 3133
宍粟	671-2573	宍粟市山崎町今宿 5
朝来	669-5213	朝来市和田山町玉置 653-2
養父	667-0022	養父市八鹿町下網場 364-1
豊岡南	668-0055	豊岡市昭和町 7-5
豊岡北	669-6102	豊岡市城崎町桃島 100
美方	669-6746	美方郡新温泉町戸田 37
洲本	656-0024	洲本市山手 2-1-3
淡路	656-2401	淡路市岩屋 2942-24
南あわじ	656-0472	南あわじ市市善光寺 18-25

※平成29年7月現在

第2 避 難

第2 避 難

1 避難施設 兼 緊急一時避難施設

※令和5年4月現在

(1) 東灘区

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							(RC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
本山第一小学校	658-0003	東灘区本山北町3-10-1	5,468	7,749	○		○	○	○	○	○	○	F3		○
東灘小学校	658-0013	東灘区深江北町2-4-1	7,129	4,885	○		○	○	○	○	○	○	F6		○
本山南小学校	658-0015	東灘区本山南町8-2-1	5,585	6,000	○		○	○	○			○	F4		○
福池小学校	658-0015	東灘区本山南町4-4-28	5,776	6,000	○		○	○	○	○	○	○	F4		
本庄小学校	658-0027	東灘区青木4-4-1	7,309	5,220	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
向洋小学校	658-0032	東灘区向洋町中6	6,657	7,112	○		○	○	○	○		○	F3		○
六甲アイランド高等学校	658-0032	東灘区向洋町中4-4	18,652	19,930	○	○		○	○	○	○	○	F5		○
御影公会堂	658-0045	東灘区御影石町4-4-1	795	0	○			○	○	○	○	○	F3B1		○
御影小学校	658-0045	東灘区御影石町3-1-1	6,121	7,460	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	
住吉小学校	658-0052	東灘区住吉東町4-1-31	7,236	9,040	○		○	○	○	○	○	○	F3		○
住之江公民館	658-0053	東灘区住吉宮町2-2-3	431	0	○			○			○	○	F3		
御影北小学校	658-0065	東灘区御影山手1-12-1	9,792	5,700	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
渦が森小学校	658-0066	東灘区渦森台1-12-1	8,272	10,878	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
魚崎小学校	658-0083	東灘区魚崎中町4-10-8	9,309	12,600	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○
魚崎中学校	658-0025	東灘区魚崎南町1-2-1	6,918	9,270	○	○		○	○	○	○	○	F4		○
本庄中学校	658-0027	東灘区青木4-4-2	8,655	7,291	○			○	○		○	○	F4		○
住吉中学校	658-0063	東灘区住吉山手1-11-1	7,834	11,401	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	
本山中学校	658-0072	東灘区岡本3-3-1	7,804	10,257	○	○		○	○	○	○	○	F4		○
本山南中学校	658-0081	東灘区田中町4-12-1	8,006	7,567	○			○	○	○		○	F4		○
神戸市立東灘体育館	658-0025	東灘区魚崎南町6-5-11	1,499	0	○	○			○	○	○	○	F2		○

名称	郵便番号	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(コンクリート造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
神戸大学白鷗寮	658-0015	東灘区本山南町1-4-50	10,521	9,869								○	F6		○
本山第三小学校	658-0016	東灘区本山中町1-2-35	5,504	5,980	○	○	○	○	○		○	○	F3		○
六甲アイランド小学校	658-0032	東灘区向洋町中2-7	5,872	7,869	○		○	○	○	○	○	○	F3		○
神戸大学附属中等教育学校	658-0063	東灘区住吉山手5-11-1	1,449	7,500	○				○	○	○	○	F2		○
本山第二小学校	658-0073	東灘区西岡本1-3-1	8,034	6,373	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○
向洋中学校	658-0032	東灘区向洋町中2	7,296	14,429	○	○		○	○	○	○	○	F3	○	○
御影中学校	658-0054	東灘区御影中町5-1-1	7,039	8,808	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○
東灘高校	658-0023	東灘区深江浜町50	1,300	17,300	○		○	○	○		○	○	F2		○
御影高校	658-0045	東灘区御影石町4-1-1	1,500	14,000	○	○	○	○	○	○	○	○	F2		○
神戸大学海洋政策科学部	658-0022	東灘区深江南町5-1-1	810	5,156	○	○						○	F2		○

(2) 灘区

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							(コンクリート造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
鶴甲小学校	657-0011	灘区鶴甲2-10-1	4,770	4,440	○		○	○	○	○	○	○	F3		
高羽小学校	657-0023	灘区高羽町3-11-11	8,013	4,298	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○
成徳小学校	657-0037	灘区備後町1-3-1	6,240	4,778	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
西郷小学校	657-0043	灘区大石東町6-2-1	5,324	5,610	○	○	○	○	○		○	○	F3		○
六甲小学校	657-0051	灘区八幡町4-4-1	5,395	6,300	○		○	○	○		○	○	F4		
神戸市立王子スポーツセンター	657-0805	灘区青谷町1-1-1	7,193	77,221	○	○			○	○	○	○	F4	○	○
福住小学校	657-0824	灘区福住通7-1-1	5,360	2,250	○		○	○	○		○	○	F4		
稗田小学校	657-0832	灘区岸地通4-2-1	6,184	3,850	○		○	○	○		○	○	F4		○
西灘小学校	657-0842	灘区船寺通3-4-1	5,285	5,803	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
鷹匠中学校	657-0025	灘区高德町2-2-19	7,956	8,734	○			○	○	○	○	○	F4		○
烏帽子中学校	657-0042	灘区烏帽子町1-2-1	5,519	4,522	○	○		○	○	○	○	○	F4		○
長峰中学校	657-0811	灘区長峰台2-2-1	7,969	20,247	○			○	○	○		○	F4		
原田中学校	657-0842	灘区船寺通2-4-1	5,697	4,672	○			○	○		○	○	F3	○	○
灘小学校	657-0056	灘区千旦通1-5-1	4,996	4,029	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
六甲山小学校	657-0101	灘区六甲山町北六甲4512-42	1,108	1,714	○			○			○	○	F3		
美野丘小学校	657-0812	灘区箕岡通1-3-17	3,799	3,150	○		○	○	○		○	○	F3	○	
摩耶小学校	657-0822	灘区畑原通4-1-1	4,969	2,992	○		○	○	○		○	○	F4		
神戸大学農学部	657-8501	灘区六甲台町1-1	136	0	○			○			○	○	F1		
神戸大学工学部	657-8501	灘区六甲台町1-1	94	1,000	○			○	○	○	○	○	F4		○
上野中学校	657-0816	灘区国玉通1-1-1	6,980	5,531	○			○	○		○	○	F3		○
神戸高校	657-0804	灘区城の下通1-5-1	1,300	18,500	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○
神戸大学大学院人間発達環境学研究科	657-8501	灘区鶴甲3-11	829	0	○	○			○		○	○	F1		○
灘の浜小学校	657-0855	灘区摩耶海岸通2-2-1	9,857	4,654	○		○	○	○	○	○	○	F6		○

(3) 中央区

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							(コンクリート造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
こうべ小学校	650-0004	中央区中山手通4-23-2	5,994	6,377	○		○	○	○	○	○	○	F4		
山の手小学校	650-0004	中央区中山手通7-31-1	5,886	4,960	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○
湊小学校	650-0044	中央区東川崎町1-4-1	6,799	5,900	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
義務教育学校港島学園(小学部)	650-0046	中央区港島中町3-2-3	10,171	8,785	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
上筒井小学校	651-0054	中央区野崎通1-1-2	5,987	3,524	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
雲中小学校	651-0056	中央区熊内通3-1-7	5,175	4,650	○	○	○	○	○		○	○	F4		○
宮本小学校	651-0063	中央区宮本通2-1-36	3,180	2,871	○		○	○	○	○		○	F3		○
なぎさ小学校	651-0073	中央区脇浜海岸通2-4-1	6,053	5,780	○		○	○	○	○	○	○	F2		○
渚中学校	651-0073	中央区脇浜海岸通2-1-1	7,140	10,950	○	○		○	○	○	○	○	F4		○
神戸市立海外移住と文化の交流センター	650-0003	中央区山本通3-19-8	4,053	0	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	
神戸市立中央体育館	650-0017	中央区楠町4-1-1	11,764	0	○	○		○	○	○	○	○	F5	○	○
神戸市立こうべまちづくり会館	650-0022	中央区元町通4-2-14	417	0	○			○	○	○		○	F6B2	○	
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	650-0046	中央区港島中町6-12-1	11,770	0	○	○			○	○	○	○	F3	○	○
神戸市立神戸ポートアイランドホール	650-0046	中央区港島中町6-12-2	13,325	10,286	○	○			○	○	○	○	F3B1	○	○
神戸市生涯学習支援センター	651-0076	中央区吾妻通4-1-6	6,960	0	○	○		○	○	○	○	○	F4		
こうべ市民福祉交流センター	651-0086	中央区磯上通3-1-32	15,546	0	○	○	○	○	○	○	○	○	F10B2	○	○
神戸生田中学校	651-0012	中央区北長狭通4-10-1	7,165	6,410	○	○		○	○	○	○	○	F5		○
筒井台中学校	651-0054	中央区野崎通1-1-3	5,480	3,524	○			○	○	○		○	F4	○	
算合中学校	651-0056	中央区熊内町1-4-28	5,590	5,644	○			○	○		○	○	F5		
科学技術高等学校	651-0072	中央区脇浜町1-4-70	26,906	17,000	○			○	○	○	○	○	F6	○	○
神戸市立中央図書館	650-0017	中央区楠町7-2-1	658	0	○			○	○	○		○	F4	○	
湊翔楠中学校	652-0014	中央区楠木町4-2-5	8,727	12,533	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							コンクリート造 (RCC造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
春日野小学校	651-0063	中央区宮本通7-1-6	3,705	2,790	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
中央小学校	651-0067	中央区神若通7-1-1	8,340	2,613	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○
神戸国際展示場(1・2号館)	650-0046	中央区港島中町6-1-1	31,337	0	○		○	○	○	○	○	○	F4B1	○	○
青少年科学館	650-0046	中央区港島中町7-7-6	12,336	0	○			○	○	○	○	○	F5B1	○	○
葺合公民館	651-0081	中央区真砂通2-1-1	311	0	○			○	○			○	F2		
義務教育学校港島学園(中学部)	650-0046	中央区港島中町3-2-2	6,451	10,031	○			○	○	○	○	○	F5		○
葺合高等学校	651-0054	中央区野崎通1-1-1	10,867	10,150	○			○		○	○	○	F4		○
布引中学校	651-0056	中央区熊内町6-7-1	7,417	9,240	○	○		○	○			○	F5		
磯上体育館	651-0085	中央区八幡通2-1-38	3,087	0	○	○		○	○	○	○	○	F2		○

(4) 兵庫区

名称	郵便番号	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(コンクリート造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
兵庫大開小学校	652-0803	兵庫区大開通 4-1-3 9	6,974	4,820	○		○	○	○	○	○	○	F5		○
明親小学校	652-0896	兵庫区須佐野通 4-1-1 9	5,474	5,450	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
湊川中学校	652-0045	兵庫区松本通 1-1-1	7,326	7,250	○	○		○	○	○	○	○	F3		
夢野中学校	652-0064	兵庫区鶴越町 1 0-1	6,886	28,021	○			○	○	○		○	F5	○	
兵庫中学校	652-0816	兵庫区永沢町 4-3-3 6	6,271	8,567	○			○	○			○	F3		○
須佐野中学校	652-0881	兵庫区松原通 1-1-4 4	5,126	5,755	○			○	○	○	○	○	F4		○
神戸祇園小学校	652-0014	兵庫区下三条町 1 1-1	8,446	2,990	○		○	○	○	○		○	F4	○	○
鈴蘭台処理場	652-0001	兵庫区鳥原町字譲原	100	0	○							○	F2	○	○
会下山小学校	652-0046	兵庫区上沢通 1-3-2 6	5,617	2,995	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
夢野の丘小学校	652-0042	兵庫区東山町 4-2 0	7,918	3,720	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
水木小学校	652-0802	兵庫区水木通 9-1-8	4,106	2,470	○		○	○	○		○	○	F3	○	○
浜山小学校	652-0851	兵庫区材木町 4-2	4,326	3,148	○	○	○	○	○		○	○	F3		○
和田岬小学校	652-0863	兵庫区和田宮通 6-1-1 8	4,989	3,265	○	○	○	○	○			○	F3	○	○
神港橘高等学校	652-0043	兵庫区会下山町 3-1 6-1	11,563	10,150	○	○		○	○		○	○	F4		
吉田中学校	652-0872	兵庫区吉田町 1-5-1	6,113	9,050	○			○	○		○	○	F4		○
兵庫工業高校	652-0863	兵庫区和田宮通 2-1-6 3	1,400	21,600	○		○	○	○		○	○	F2		○
友生支援学校	652-0063	兵庫区夢野町 1-1	9,481	0	○		○	○	○	○	○	○	F5		○

(5) 北区

名称	郵便番号	所在地	面積 (㎡)		保有設備							コンクリート造 (RCC造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
小部東小学校	651-1111	北区鈴蘭台北町7-11-22	6,020	21,312	○	○	○	○	○			○	F4	○	○
小部小学校	651-1111	北区鈴蘭台北町3-8-1	5,748	5,566	○		○	○	○	○		○	F3	○	○
星和台小学校	651-1121	北区星和台6-21	5,100	7,588	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
ひよどり台小学校	651-1123	北区ひよどり台3-3	7,736	11,839	○		○	○	○			○	F4	○	○
北五葉小学校	651-1131	北区北五葉3-7-1	5,290	9,016	○		○	○	○			○	F4		○
南五葉小学校	651-1132	北区南五葉3-1-1	5,765	7,218	○		○	○	○		○	○	F4		○
泉台小学校	651-1141	北区泉台3-1-4	5,822	8,510	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○
桜の宮小学校	651-1143	北区若葉台1-3-15	5,772	8,400	○			○	○	○	○	○	F4		○
大池小学校	651-1201	北区西大池2-24-1	5,495	9,386	○			○	○	○		○	F4		○
花山小学校	651-1204	北区花山東町3-1	5,186	11,323	○		○	○	○	○		○	F4		○
広陵小学校	651-1212	北区筑紫が丘2-9-1	5,737	6,000	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
谷上小学校	651-1243	北区山田町下谷上字中上16	3,883	5,316	○		○	○	○		○	○	F3		
山田小学校	651-1253	北区山田町中字長尾サ1	3,179	4,050	○			○	○		○	○	F3	○	○
有野北中学校	651-1301	北区藤原台北町6-4-1	8,280	11,856	○	○		○	○	○	○	○	F4		○
有野小学校	651-1302	北区藤原台中町3-17-1	6,444	13,080	○			○	○	○	○	○	F2		○
有馬小学校	651-1401	北区有馬町1274	2,830	7,205	○			○	○			○	F3		
道場小学校	651-1502	北区道場町塩田1460	3,826	6,585	○			○	○	○	○	○	F3	○	○
長尾小学校	651-1511	北区上津台3-4-1	7,566	11,361	○	○		○	○	○		○	F3	○	○
鹿の子台小学校	651-1513	北区鹿の子台北町6-34-1	6,360	12,551	○			○	○	○	○	○	F3		○
小部中学校	651-1101	北区山田町小部字向井谷23-1	7,409	11,823	○	○		○	○	○		○	F3		○
星和台中学校	651-1121	北区星和台1-6	7,082	11,053	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
鶴台中学校	651-1123	北区ひよどり台1-15-31	6,429	15,200	○			○	○	○	○	○	F4		○
鈴蘭台中学校	651-1131	北区北五葉2-10-32	8,229	15,050	○			○	○	○		○	F4		○
大池中学校	651-1201	北区西大池2-24-3	6,028	10,064	○			○	○	○		○	F4	○	○
広陵中学校	651-1211	北区小倉台5-1-1	6,491	11,602	○			○	○	○	○	○	F3		○

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							コンクリート造 (RCC造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
大原中学校	651-1222	北区大原1-19	8,372	16,487	○			○	○	○		○	F3	○	○
山田中学校	651-1243	北区山田町下谷上字宮前15	6,472	9,047	○			○	○	○	○	○	F4		
有野中学校	651-1302	北区藤原台中町5-2-1	7,814	26,971	○			○	○	○	○	○	F3		
有馬中学校	651-1321	北区有野台7-18	6,810	7,520	○	○		○	○		○	○	F4	○	○
北神戸中学校	651-1513	北区鹿の子台北町2-8-1	7,354	18,700	○			○	○	○	○	○	F3		○
大沢中学校	651-1524	北区大沢町中大沢976	1,444	5,501	○			○	○		○	○	F4		
淡河中学校	651-1613	北区淡河町行原字中沢179-2	3,015	6,965	○			○	○		○	○	F2		○
鈴蘭台小学校	651-1113	北区鈴蘭台南町2-14-24	5,326	7,154	○		○	○	○			○	F3	○	
君影小学校	651-1122	北区君影町1-11-13	5,975	29,118	○		○	○	○			○	F4	○	○
筑紫が丘小学校	651-1212	北区筑紫が丘3-4-1	5,636	11,855	○		○	○	○		○	○	F4	○	○
甲緑小学校	651-1221	北区緑町7-12-10	5,518	6,852	○		○	○	○	○	○	○	F4		
桂木小学校	651-1223	北区桂木1-2-5	7,770	8,513	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
箕谷小学校	651-1232	北区松が枝町1-11	6,245	7,864	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○
藤原台小学校	651-1303	北区藤原台南町1-13-1	5,353	8,751	○			○	○		○	○	F3		○
西山小学校	651-1305	北区西山1-67	7,571	9,892	○	○		○	○	○	○	○	F3		○
ありの台小学校	651-1321	北区有野台5-2	6,628	5,550	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○
唐櫃小学校	651-1332	北区唐櫃台2-39-1	4,759	4,200	○	○		○	○		○	○	F3		○
八多学園(前期課程)	651-1343	北区八多町附物876	2,289	7,007	○	○		○	○		○	○	F4		
大沢小学校	651-1524	北区大沢町中大沢976	1,894	8,296	○			○	○		○	○	F4	○	○
淡河小学校	651-1615	北区淡河町萩原524	2,245	6,235	○			○	○		○	○	F2		○
好徳小学校	651-1623	北区淡河町野瀬487	2,558	3,236	○			○	○			○	F3		
桜の宮中学校	651-1144	北区大脇台6-1	8,040	12,800	○	○		○	○			○	F4		○
唐櫃中学校	651-1332	北区唐櫃台4-36-1	4,711	10,592	○			○	○			○	F3	○	○
八多学園(後期課程)	651-1343	北区八多町附物876	2,655	0	○	○		○	○			○	F4	○	○
神戸鈴蘭台高校	651-1102	北区山田町下谷上字中一里山9-107	1,300	20,600	○		○	○	○		○	○	F2		○
神戸北高校	651-1332	北区唐櫃台2-41-1	1,300	17,800	○		○	○	○		○	○	F2		○

(6) 長田区

名称	郵便番号	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(コンクリート造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
御蔵小学校	653-0013	長田区一番町4-1	4,342	4,081	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○
真野小学校	653-0032	長田区丸藻通3-4-32	3,736	3,580	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		
神戸市立ふたば学舎	653-0042	長田区二葉町7-1-18	400	0	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○
駒ヶ林小学校	653-0042	長田区野田町6-1-16	6,226	4,205	○	○	○	○	○	○	○	○	F6	○	○
室内小学校	653-0803	長田区前原町1-17-1	7,888	4,383	○		○	○	○	○	○	○	F5		○
宮川小学校	653-0812	長田区長田町4-1-1	3,662	2,229	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
池田小学校	653-0824	長田区池田上町19	5,772	2,922	○	○	○	○	○	○	○	○	F6	○	
蓮池小学校	653-0838	長田区大谷町1-1-10	4,903	6,020	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○
丸山ひばり小学校	653-0874	長田区西丸山町3-2-1	5,510	3,560	○		○	○	○	○		○	F4	○	
丸山中学校	653-0806	長田区大丸町2-17-1	6,431	7,160	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○
西代中学校	653-0827	長田区上池田2-4-1	6,786	10,195	○			○	○			○	F4	○	
総合療育センター	653-0875	長田区丸山町2-3-50	7,102	298	○	○	○	○	○	○	○	○	F3B1	○	○
長田公民館	653-0004	長田区四番町4-51	310	0	○	○		○	○			○	F3	○	
神戸市立丸山コミュニティ・センター	653-0874	長田区西丸山町1-7-5	1,100	0	○		○	○	○	○	○	○	F2	○	
真陽小学校	653-0042	長田区二葉町1-5-5	4,194	4,790	○		○	○	○		○	○	F3	○	
名倉小学校	653-0801	長田区房王寺町4-7-15	5,667	3,000	○		○	○	○	○	○	○	F7		○
長田南小学校	653-0836	長田区神楽町1-3-1	4,472	4,650	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
五位の池小学校	653-0851	長田区五位ノ池町2-3-1	4,710	4,536	○		○	○	○	○	○	○	F3		
長田小学校	653-0862	長田区西山町2-4-1	4,281	3,135	○		○	○	○		○	○	F3		
長田中学校	653-0025	長田区真野町8-1	7,766	8,735	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○
駒ヶ林中学校	653-0038	長田区若松町7-1-23	5,747	4,310	○	○		○	○		○	○	F4		○
高取台中学校	653-0856	長田区高取山町1-1-1	5,449	7,146	○			○	○			○	F4	○	
雲雀丘中学校	653-0879	長田区雲雀ヶ丘1-1-1	6,043	8,637	○	○		○	○		○	○	F4		
夢野台高校	653-0801	長田区房王寺町2-1-1	1,400	11,100	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○
長田高校	653-0821	長田区池田谷町2-5	1,400	29,400	○		○	○	○	○	○	○	F2		○

(7) 須磨区

名称	郵便番号	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(コンクリート造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
だいち小学校	654-0026	須磨区大池町 5-1-5 2	7,724	7,055	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
東須磨小学校	654-0032	須磨区堀池町 1-2-1	5,763	3,720	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
高倉台小学校	654-0081	須磨区高倉台 4-1-1	6,271	4,800	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
若草小学校	654-0112	須磨区若草町 1-1 3	5,674	5,626	○		○	○	○	○	○	○	F3		○
妙法寺小学校	654-0121	須磨区妙法寺字校界地 1 0 6 - 1	4,497	16,902	○		○	○	○	○	○	○	F3		
竜が台小学校	654-0141	須磨区竜が台 6-1 5 - 1	7,276	8,300	○		○	○	○		○	○	F4		○
多井畑小学校	654-0142	須磨区友が丘 3-1 0 6	4,919	9,191	○		○	○	○		○	○	F4		○
東落合小学校	654-0152	須磨区東落合 2-1 8 - 1	5,629	8,000	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
南落合小学校	654-0153	須磨区南落合 3-1 1 1 - 1	7,053	8,704	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
西落合小学校	654-0155	須磨区西落合 7-1-3	5,913	7,153	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
飛松中学校	654-0013	須磨区大手町 8-4-2 5	6,019	16,886	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○
太田中学校	654-0022	須磨区大黒町 5-1-1	6,629	7,134	○			○	○	○	○	○	F3		
神戸市立須磨体育館	654-0035	須磨区中島町 1-2-2	1,514	0	○	○			○	○	○	○	F4		○
高倉中学校	654-0081	須磨区高倉台 1-8-1	6,539	12,412	○			○	○	○		○	F4	○	○
須磨北中学校	654-0102	須磨区東白川台 5-1-1	5,030	12,804	○			○	○			○	F3		○
横尾中学校	654-0131	須磨区横尾 2-1-2	8,302	12,087	○			○	○		○	○	F4		○
友が丘中学校	654-0142	須磨区友が丘 7-2 8 3 - 1	5,970	11,315	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
東落合中学校	654-0152	須磨区東落合 2-1 5 - 1	6,678	13,164	○			○	○	○	○	○	F4	○	
北須磨文化センター	654-0154	須磨区中落合 3-1-2	7,631	0	○	○		○	○	○	○	○	F4B1	○	○
須磨翔風高等学校	654-0155	須磨区西落合 1-1-5	14,085	23,518	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
板宿小学校	654-0008	須磨区菊池町 1-1-1	5,852	4,225	○			○	○	○	○	○	F3		○
若宮小学校	654-0049	須磨区若宮町 2-1-2 1	5,783	2,900	○			○	○	○	○	○	F7		○
西須磨小学校	654-0052	須磨区行幸町 3-4-1 8	7,629	5,023	○	○		○	○	○	○	○	F3		○
北須磨小学校	654-0067	須磨区離宮西町 2-1-1	4,272	12,474	○			○	○	○		○	F3	○	○
白川小学校	654-0103	須磨区白川台 7-3-2	6,455	6,606	○			○	○	○	○	○	F4	○	○

名称	郵便番号	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(RC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
横尾小学校	654-0131	須磨区横尾5-3	7,361	8,564	○		○	○	○		○	○	F4	○	○
菅の台小学校	654-0143	須磨区菅の台4-3-2	5,817	9,935	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
松尾小学校	654-0151	須磨区北落合2-13-1	6,452	7,832	○		○	○	○		○	○	F4	○	○
花谷小学校	654-0152	須磨区東落合1-4-1	5,519	8,685	○		○	○	○	○		○	F4	○	○
神の谷小学校	654-0162	須磨区神の谷5-1-1	6,045	9,941	○		○	○	○			○	F4	○	○
南須磨公民館	654-0038	須磨区青葉町2-2-3	245	0	○			○				○	F2		
鷹取中学校	654-0038	須磨区青葉町3-1-1	7,544	7,277	○			○	○	○	○	○	F4		
須磨一ノ谷プラザ	654-0076	須磨区一ノ谷町5-2-1	298	0	○			○				○	F2		○
白川台中学校	654-0103	須磨区白川台1-25-2	6,461	7,800	○			○	○			○	F4		○
竜が台中学校	654-0141	須磨区竜が台4-1	7,529	16,480	○			○	○		○	○	F4	○	○
西落合中学校	654-0155	須磨区西落合4-1-1	7,539	13,673	○			○	○		○	○	F4	○	○

(8) 垂水区

名称	郵便番号	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(コンクリート造) (RCC造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
小束山小学校	655-0002	垂水区小束山7-868-362	6,240	11,344	○		○	○	○	○	○	○	F3		○
舞多聞小学校	655-0051	垂水区舞多聞西5-11-12	9,913	6,600	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○
多聞の丘小学校	655-0006	垂水区本多聞5-2-1	5,565	7,775	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
多聞台小学校	655-0007	垂水区多聞台3-9-29	4,983	4,536	○		○	○	○		○	○	F3		○
千鳥が丘小学校	655-0011	垂水区千鳥が丘3-10-37	5,949	5,790	○		○	○	○		○	○	F4		
高丸小学校	655-0014	垂水区大町2-6-9	4,828	5,543	○	○		○	○	○	○	○	F3	○	○
霞ヶ丘小学校	655-0039	垂水区霞ヶ丘4-6-16	6,129	5,487	○			○	○	○	○	○	F3		
西脇小学校	655-0042	垂水区西脇1-8-6	5,360	9,580	○			○	○	○	○	○	F3	○	○
東舞子小学校	655-0046	垂水区舞子台4-10-1	6,351	13,630	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
西舞子小学校	655-0049	垂水区狩口台3-1-2	6,070	9,662	○			○	○	○		○	F3		
名谷小学校	655-0852	垂水区名谷町1896	5,173	5,940	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○
下畑台小学校	655-0854	垂水区桃山台3-20	6,104	8,190	○		○	○	○	○	○	○	F3		○
塩屋北小学校	655-0863	垂水区塩屋北町4-10-1	4,661	7,225	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○
塩屋小学校	655-0872	垂水区塩屋町3-18-1	5,988	3,413	○		○	○	○	○		○	F4		○
乙木小学校	655-0874	垂水区美山台2-1-1	6,314	8,565	○	○	○	○	○	○	○	○	F5		○
福田小学校	655-0882	垂水区乙木3-3-1	5,742	7,515	○		○	○	○			○	F4		○
垂水小学校	655-0893	垂水区日向2-4-6	4,441	4,362	○		○	○	○			○	F3		○
多聞東中学校	655-0004	垂水区学が丘3-1-1	7,688	14,150	○			○	○	○		○	F4	○	○
本多聞中学校	655-0006	垂水区本多聞2-16-1	6,029	12,700	○			○			○	○	F4	○	○
垂水中学校	655-0017	垂水区上高丸1-4-1	7,732	24,496	○			○	○	○		○	F4	○	○
歌敷山中学校	655-0037	垂水区歌敷山2-4-1	8,079	10,184	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
星陵台中学校	655-0038	垂水区星陵台4-3-3	6,976	14,091	○			○	○	○	○	○	F4		○
神陵台中学校	655-0041	垂水区神陵台3-1-2	6,654	10,604	○			○	○			○	F4	○	○

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							(コンクリート造・SRC造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
舞子中学校	655-0049	垂水区狩口台3-1-1	7,306	16,340	○			○	○	○	○	○	F4		
福田中学校	655-0852	垂水区名谷町字猿倉254	7,081	42,721	○	○		○	○			○	F4	○	○
桃山台中学校	655-0854	垂水区桃山台4-8	6,110	14,501	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
垂水東中学校	655-0873	垂水区青山台3-4-1	8,228	6,400	○			○	○	○	○	○	F3	○	○
東垂水公民館	655-0886	垂水区東垂水1-1-1	650	0	○			○	○		○	○	F5		
神戸市立垂水体育館	655-0892	垂水区旭が丘2-1-22	3,482	0	○	○			○			○	F2		
垂水年金会館	655-0892	垂水区平磯1-2-5	3,622	0	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	
多聞東小学校	655-0004	垂水区学が丘4-1-1	6,207	7,200	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
千代が丘小学校	655-0017	垂水区上高丸1-4-2	4,440	3,102	○	○	○	○	○			○	F4	○	
神陵台小学校	655-0041	垂水区神陵台3-1-1	5,766	4,925	○			○	○	○	○	○	F4		○
舞子小学校	655-0048	垂水区西舞子4-7-43	6,233	5,921	○			○	○	○	○	○	F3	○	○
つつじが丘小学校	655-0853	垂水区つつじが丘3-1385-79	4,480	9,800	○		○	○	○		○	○	F4		○
東垂水小学校	655-0883	垂水区王居殿2-5-25	6,090	5,869	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○
塩屋中学校	655-0872	垂水区塩屋町字大谷	6,977	16,118	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
星陵高校	655-0038	垂水区星陵台4-3-2	1,300	27,500	○		○	○	○		○	○	F2		○
舞子高校	655-0004	垂水区学が丘3-2	1,300	16,000	○		○	○	○		○	○	F2	○	○
神戸商業高校	655-0038	垂水区星陵台4-3-1	1,400	21,700	○	○	○	○	○		○	○	F2		○

(9) 西区

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							コンクリート造・SRC造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
東町小学校	651-2102	西区学園東町5-5	6,114	9,675	○		○	○	○	○	○	○	F3		○
小寺小学校	651-2103	西区学園西町5-5	5,949	11,043	○		○	○	○			○	F3		○
太山寺小学校	651-2108	西区伊川谷町前開860	3,237	3,397	○	○	○	○	○	○		○	F3	○	○
有瀬小学校	651-2113	西区伊川谷町有瀬字金井場1137-1	6,449	8,050	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
伊川谷小学校	651-2117	西区北別府3-3-1	10,458	10,043	○		○	○	○	○	○	○	F3		
高津橋小学校	651-2122	西区玉津町高津橋字池ノ内640-1	6,334	10,215	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
出合小学校	651-2136	西区中野1-22-1	4,686	12,479	○		○	○	○	○		○	F3		○
玉津第一小学校	651-2137	西区小山1-4-1	8,641	12,277	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
北山小学校	651-2215	西区北山台3-26-1	5,237	9,400	○		○	○	○	○	○	○	F3		
木津小学校	651-2225	西区桜が丘東町5-149-31	5,193	9,300	○		○	○	○			○	F3		○
桜が丘小学校	651-2226	西区桜が丘中町3-3-2	5,757	8,200	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○
櫛谷小学校	651-2234	西区櫛谷町池谷字山の谷203-2	3,070	6,729	○		○	○	○			○	F3		○
井吹東小学校	651-2242	西区井吹台東町5-32	7,921	10,580	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
井吹の丘小学校	651-2244	西区井吹台北町2-18	9,556	9,463	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○
井吹西小学校	651-2243	西区井吹台西町4-3	8,070	10,652	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○
糞台小学校	651-2273	西区糞台3-32-1	6,072	13,935	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○
春日台小学校	651-2276	西区春日台4-1	6,070	11,000	○		○	○	○			○	F4	○	○
神出小学校	651-2313	西区神出町田井444	4,829	5,399	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	
岩岡小学校	651-2404	西区岩岡町古郷267	6,242	14,718	○		○	○	○	○	○	○	F4		○
太山寺中学校	651-2102	西区学園東町2-2	6,514	15,173	○			○	○	○		○	F4		○
長坂中学校	651-2104	西区伊川谷町長坂841-1	6,941	15,408	○			○	○		○	○	F4	○	○
伊川谷中学校	651-2105	西区伊川谷上脇字鬼神山1005-2	7,348	13,806	○			○	○	○	○	○	F4		○
玉津中学校	651-2128	西区玉津町今津字万願寺364	7,624	21,875	○			○	○		○	○	F4		
神戸市外国語大学	651-2187	西区学園東町9-1	6,806	17,000	○	○		○	○	○	○	○	F4		○

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備							(RC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
			屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				
桜が丘中学校	651-2225	西区桜が丘東町2-11-1	7,340	13,436	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
井吹台中学校	651-2243	西区井吹台西町2-3	9,537	29,278	○	○		○	○	○	○	○	F4		○
西神中学校	651-2274	西区竹の台5-21	8,525	15,210	○	○		○	○	○	○	○	F4		○
神戸市立西体育館	651-2276	西区春日台5-436	2,186	0	○	○			○		○	○	F2		
平野中学校	651-2276	西区春日台2-20	7,090	15,858	○			○	○		○	○	F4	○	○
神出中学校	651-2311	西区神出町東1167	4,502	11,131	○	○		○	○	○	○	○	F3		○
岩岡中学校	651-2404	西区岩岡町古郷249-1	5,832	14,592	○			○	○	○		○	F4	○	○
長坂小学校	651-2104	西区伊川谷町長坂字重塚910-1	6,013	9,258	○			○	○	○		○	F4		○
枝吉小学校	651-2133	西区枝吉2-95	5,688	6,200	○			○	○	○	○	○	F4		○
高和小学校	651-2204	西区押部谷町高和字溝田565	2,468	2,600	○			○	○	○		○	F3	○	○
押部谷小学校	651-2213	西区押部谷町福住字四十代552-3	4,366	5,469	○	○		○	○	○		○	F4		
月が丘小学校	651-2217	西区月が丘7-2	5,144	13,278	○	○		○	○	○		○	F2		○
平野小学校	651-2265	西区平野町宮前301	4,184	10,358	○	○		○	○	○		○	F3	○	○
狩場台小学校	651-2272	西区狩場台3-6-1	5,602	12,192	○			○	○	○		○	F4		○
竹の台小学校	651-2274	西区竹の台2-10-2	7,395	11,405	○			○	○	○		○	F3		
櫻野台小学校	651-2275	西区櫻野台3-3-1	6,411	10,205	○			○	○	○	○	○	F2		○
美賀多台小学校	651-2277	西区美賀多台6-1	8,143	8,126	○	○		○	○	○	○	○	F3		○
神戸市立工業高等専門学校	651-2194	西区学園東町8-3	28,776	25,800	○			○	○	○	○	○	F2	○	○
玉津南公民館	651-2126	西区玉津町上池314	376	0	○			○	○		○	○	F2		
王塚台中学校	651-2135	西区王塚台4-58	7,165	11,007	○			○	○	○	○	○	F4	○	○
押部谷中学校	651-2212	西区押部谷町押部字吉谷722	5,802	19,399	○			○	○			○	F4		○
樋谷中学校	651-2273	西区靴台1-2	7,858	14,900	○			○	○		○	○	F4	○	○
伊川谷高校	651-2104	西区伊川谷町長坂910-5	1,300	18,800	○			○	○	○		○	F2		○

2 緊急一時避難施設

※令和5年4月現在

名称	連絡先		面積(m ²)	備設						(RCC造・SRC造) コンクリート造
	郵便番号	所在地		地下部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	
三宮中央連絡地下通路	650-0021	中央区三宮町	4,180				○		○	○
三宮連絡地下道	650-0021	中央区三宮町1丁目	673							○
生田筋地下道	650-0021	中央区三宮町2丁目	109							○
三宮地下通路	651-0097	中央区布引町4丁目1番地1号	320	○						○
デュオこうべ 山の手	650-0044	中央区東川崎町1丁目3番3号	6,133	○			○	○		○
デュオこうべ 浜の手	650-0044	中央区東川崎町1-2	6,542	○			○	○	○	○
さんちか	650-0021	中央区三宮町1丁目10番1号	3,190	○			○	○	○	○
メトロこうべ	650-0015	神戸タウン：神戸市中央区中町通4-2-23 新開地タウン：神戸市中央区新開地2-3B-1	5,240	○			△			○
M-KITCHEN	651-0096	中央区雲井通8丁目3番地	1,071							○
神戸市立三宮駐車場駐	650-0033	中央区加納町6-4、5	44,458	○				○	○	○
神戸駅南駐車場	650-0044	中央区東川崎町1丁目及び相生町1丁目地内	10,953	○				○		○
三宮中央通り駐車場	650-0021	中央区三宮町1丁目及び三宮町2丁目付近	23,011	○				○	○	○
大倉山駅(神戸市営)	650-0001	中央区楠町3	9,405	○				○	○	○
県庁前駅(神戸市営)	650-0011	中央区下山手通5	6,899	○				○	○	○
三宮駅(神戸市営)	650-0012	中央区北長狭通1	12,003	○				○	○	○
新神戸駅(神戸市営)	650-0001	中央区加納町1	10,687	○				○	○	○
ハーバーランド駅(神戸市営)	650-0044	中央区東川崎町1	10,368	○				○	○	○
みなと元町駅(神戸市営)	650-0023	中央区栄町通4	4,869	○				○	○	○
旧居留地・大丸前駅(神戸市営)	650-0021	中央区三宮町2	5,140	○				○	○	○
三宮・花時計前駅(神戸市営)	651-0087	中央区御幸通8	9,182	○				○	○	○
花隈駅	650-0022	中央区元町高架通3丁目	1,291	○				○	○	○
西元町駅	650-0022	中央区元町通6丁目7番11号	377	○					○	○
高速神戸駅	650-0015	中央区多聞通3丁目3番13号	1,987	○					○	○
神戸三宮駅	650-0088	中央区小野柄通8丁目1番8号	581							○
元町駅	650-0014	中央区元町通2丁目10番2号	791	○				○	○	○
春日野道駅	651-0076	中央区吾妻通1丁目1番131号	61							○
上沢駅(神戸市営)	652-0046	兵庫区下沢通8	7,215	○				○	○	○
湊川公園駅(神戸市営)	652-0032	兵庫区下沢通1	7,502	○				○	○	○
御崎公園駅(神戸市営)	652-0875	兵庫区浜中町1	7,469	○				○	○	○
和田岬駅(神戸市営)	652-0862	兵庫区上庄通2	8,537	○				○	○	○
中央市場前駅(神戸市営)	652-0844	兵庫区中之島1	5,574	○				○	○	○
新開地駅	652-0811	兵庫区新開地2丁目3番Bの1号	1,632	○					○	○
大開駅	652-0802	兵庫区水木通7丁目1番Bの1号	460						○	○
湊川駅	652-0032	兵庫区荒田町1丁目20番	357							○
5者協定広場	650-0096	中央区雲井通8丁目	850	○				○	○	○
阪急阪神百貨店地下部分	651-8511	中央区小野柄通8-1-8	7,224	○			○		○	○
新長田大橋地下道	653-0037	長田区大橋町5丁目4番1地先	85							○
新長田大正筋地下通路	653-0036	長田区腕塚町5丁目	328							○
神戸市新長田駅前駐車場	653-0038	長田区若松町4丁目2番	8,450	○					○	○
新長田駅(神戸市営)	653-0841	長田区松野通1	12,652	○				○	○	○
長田駅(神戸市営)	653-0004	長田区四番町7	5,644	○				○	○	○
駒ヶ林駅(神戸市営)	653-0035	長田区庄田町4	6,956	○				○	○	○
苅藻駅(神戸市営)	653-0024	長田区浜添通5	4,662	○				○	○	○
高速長田駅	653-0016	長田区北町1丁目2番地先	621						○	○
西代駅	653-0843	長田区御屋敷通2丁目6番1号	310	○			○	○	○	○
板宿駅(神戸市営)	654-0022	須磨区大黒町2	7,856	○				○	○	○
板宿駅(山陽電鉄)	654-0021	須磨区平田町3丁目3番地10号	555	○			○	○	○	○

第3 救 援

第3 救 援

1 病院・医療機関等

(1) 災害拠点病院

2次保健 医療圏域名	病院名・住所
神戸	神戸大学医学部附属病院 神戸市中央区楠町7-5-2
	神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市中央区港島南町2-1-1
	神戸赤十字病院 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
	兵庫県災害医療センター 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
阪神南	兵庫医科大学病院 西宮市武庫川町1-1
	兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13番9号
	兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
阪神北	宝塚市立病院 宝塚市小浜4-5-1
東播磨	兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
北播磨	西脇市立西脇病院 西脇市下戸田652-1
中播磨	兵庫県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1
	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター 姫路市本町68番地
西播磨	赤穂市民病院 赤穂市中広1090
但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院 豊岡市戸牧1094
	公立八鹿病院 養父市八鹿町八鹿1878-1

丹波	兵庫県立柏原病院 丹波市柏原町柏原5208-1
淡路	兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩谷1-1-137

(2) 災害対応病院

医療機関名	所在地
一般財団法人甲南会甲南病院	神戸市東灘区鴨子ヶ原1-5-16
川崎病院	神戸市兵庫区東山町 3-3-1
済生会兵庫県病院	神戸市北区藤原台中町 5-1-1
神戸市立医療センター西市民病院	神戸市長田区一番町 2-4
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学が丘 1-21-1
西神戸医療センター	神戸市西区糞台 5-7-1

(3) 感染症指定医療機関

種別	病院名	所在地
第1種	神戸市立医療センター	神戸市中央区港島南町 2-1-1
第2種	中央市民病院	
第2種	兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町 2-17-77
	柏原赤十字病院	丹波市柏原町柏原町柏原 259-1
	公立豊岡病院組合立豊岡病院	豊岡市戸牧 1094
	市立加西病院	加西市北条町横尾 1-13
	赤穂市民病院	赤穂市中広 1090
	姫路赤十字病院	姫路市下手野 1-12-1
	兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野米田町203
兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩谷1-1-137	

※平成29年6月現在

(4) 救急告示医療機関

医療機関名	所在地
一般財団法人甲南会甲南病院	神戸市東灘区鴨子ヶ原1-5-16
一般財団法人甲南会六甲アイランド甲南病院	神戸市東灘区向洋町中2-11
医療法人社団法人五仁会 住吉川病院	神戸市東灘区甲南南町5-6-7
神戸海星病院	神戸市灘区篠原北町3-11-15
医療法人康雄会西病院	神戸市灘区備後町3-2-18
医療法人愛和会金沢病院	神戸市灘区神ノ木通4-2-15
吉田アーデント病院	神戸市灘区原田通1-3-17
国家公務員共済組合連合会六甲病院	神戸市灘区土山町5-1
神戸マリナーズ厚生会病院	神戸市中央区中山手通7-3-18
神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院	神戸市中央区籠池通4-1-23
神鋼記念病院	神戸市中央区脇浜町1-4-47
母と子の上田病院	神戸市中央区国香通1-1-4
神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7-5-2
神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1
原泌尿器科病院	神戸市中央区北長狭通5-7-17
兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7
医療法人社団三聖会三聖病院	神戸市中央区琴ノ尾町4-2-5
医療法人榮昌会吉田病院	神戸市兵庫区大開通9-2-6
神戸百年記念病院	神戸市兵庫区御崎町1-9-1
川崎病院	神戸市兵庫区東山町3-3-1
社会医療法人社団正峰会神戸ゆうこう病院	神戸市兵庫区水木通10-1-12
彦坂病院	神戸市兵庫区西多聞通1-1-21
神戸アドベンチスト病院	神戸市北区有野台8-4-1
恒生病院	神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ 1788
神戸ほくと病院	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷 37-3
春日病院	神戸市北区大脇台3-1
医療法人社団顕修会顕修会すずらん病院	神戸市北区鈴蘭台西町2-21-5
真星病院	神戸市北区山田町上谷上字古古谷 12-3
済生会兵庫県病院	神戸市北区藤原台中町5-1-1
独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院	神戸市北区惣山町2-1-1
甲北病院	神戸市北区有野中町1-18-36
医療法人十善会野瀬病院	神戸市長田区二葉町5-1-36
神戸市立医療センター西市民病院	神戸市長田区一番町2-4
公文病院	神戸市長田区梅ヶ香町1-12-7
神戸朝日病院	神戸市長田区房王寺町3-5-25
新須磨病院	神戸市須磨区磯馴町4-1-6

※平成29年6月現在

医療機関名	所在地
尾原病院	神戸市須磨区妙法寺字荒打 308-1
独立行政法人国立病院機構神戸医療センター	神戸市須磨区西落合 3-1-1
高橋病院	神戸市須磨区大池町 5-18-1
医療法人社団薫会北須磨病院	神戸市須磨区東白川台 1-1-1
医療法人一高会野村海浜病院	神戸市須磨区須磨浦通 2-1-41
舞子台病院	神戸市垂水区舞子台 7-2-1
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学が丘 1-21-1
医療法人薫風会佐野病院	神戸市垂水区清水が丘 2-5-1
医療法人沖繩徳洲会神戸徳洲会病院	神戸市垂水区上高丸 1-3-10
医療法人社団薫会名谷病院	神戸市垂水区名谷町字梨原 2350-2
特定医療法人誠仁会協和病院	神戸市西区押部谷町栄 191-1
借生病院	神戸市西区持子 3-2-2
久野病院	神戸市西区神出町広谷 623-16
みどり病院	神戸市西区枝吉 1-16
医療法人社団董会伊川谷病院伊川谷病院	神戸市西区池上 2-4-2
足立病院	神戸市西区伊川谷町有瀬 696-2
西神戸医療センター	神戸市西区糶台 5-7-1
尼崎新都心病院	尼崎市潮江 1-3-43
近藤病院	尼崎市昭和通 4-114
安藤病院	尼崎市東難波町 5-19-16
医療法人一誠会大原病院	尼崎市宮内町 1-9
医療法人中央会尼崎中央病院	尼崎市潮江 1-12-1
合志病院	尼崎市長洲西通 1-8-20
医療法人朗源会大隈病院	尼崎市杭瀬本町 2-17-13
独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院	尼崎市稲葉荘 3-1-69
医療法人純徳会田中病院	尼崎市武庫川町 2-2
医療法人尼崎厚生会立花病院	尼崎市立花町 4-3-18
アイワ病院	尼崎市東園田町 4-101-4
はくほう会セントラル病院	尼崎市東園田町 4-23-1
青木外科整形外科	尼崎市若王寺 1-2-23
医療法人社団兼誠会杉安病院	尼崎市尾浜町 2-26-13
医療法人岡田病院	尼崎市西難波町 4-5-18
兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東灘波町 2-17-77
伊丹恒生脳神経外科病院	伊丹市西野 1-300-1
祐生病院	伊丹市山田 5-3-13
市立伊丹病院	伊丹市昆陽池 1-100
公立学校共済組合近畿中央病院	伊丹市車塚 3-1
みやそう病院	伊丹市北野 2-113-3
医療法人晋真会ペリタス病院	川西市新田 1-2-23

※平成29年6月現在

医療機関名	所在地
医療法人協和会協立病院	川西市中央町 16-5
正愛病院	川西市久代 2-5-34
市立川西病院	川西市東畦野 5-21-1
兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町 13-9
社会医療法人渡邊高記念会西宮渡辺病院	西宮市室川町 10-22
社会医療法人渡邊高記念会西宮渡辺心臓・血管センター	西宮市池田町 3-25
西宮協立脳神経外科病院	西宮市今津山中町 11-1
笹生病院	西宮市弓場町 5-37
西宮市立中央病院	西宮市林田町 8-24
医療法人昭圭会南芦屋浜病院	芦屋市陽光町 3-21
市立芦屋病院	芦屋市朝日ヶ丘町 39-1
芦屋セントマリア病院	芦屋市大原町 5-20
医療法人回生会宝塚病院	宝塚市野上 2-1-2
東宝塚さとう病院	宝塚市長尾町 2-1
医療法人尚和会宝塚第一病院	宝塚市向月町 19-5
こだま病院	宝塚市御殿山 1-3-2
宝塚市立病院	宝塚市小浜 4-5-1
医療法人社団尚仁会平島病院	三田市天神 1-2-15
三田市民病院	三田市けやき台 3-1-1
明石医療センター	明石市大久保町八木 743-33
医療法人明仁会明舞中央病院	明石市松が丘 4-1-32
医療法人大宗会王子回生病院	明石市大道町 2-2-3
医療法人社団仁恵会石井病院	明石市天文町 1-5-11
医療法人誠仁会大久保病院	明石市大久保町大窪 2095-1
医療法人社団医仁会譜久山病院	明石市西明石北町 3-1-23
野木病院	明石市魚住町長坂寺ツエ池 1003-1
明石市立市民病院	明石市鷹匠町 1-33
あさひ病院	明石市林崎町 2-1-31
大西脳神経外科病院	明石市大久保町江井島 1661-1
明石回生病院	明石市二見町東二見 549-1
一般財団法人甲南会甲南加古川病院	加古川市神野町西条 1545-1
兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野 203
医療法人社団松本会松本病院	加古川市加古川町粟津 232-1
医療法人社団せいわ会たずみ病院	加古川市尾上町口里 790-66
中谷整形外科病院	加古川市平岡町新在家 105
医療法人社団順心会順心病院	加古川市別府町別府 865-1
塩津外科胃腸科	加古川市平岡町土山字東山 1-20
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町 439
医療法人社団仙齡会はりま病院	加古郡播磨町北野添 2-1-15

※平成29年6月現在

医療機関名	所在地
高砂市民病院	高砂市荒井町紙町 33-1
医療法人沖繩徳洲会高砂西部病院	高砂市中筋 1-10-41
西脇市立西脇病院	西脇市下戸田 652-1
多可赤十字病院	多可郡多可町中区岸上 280
大山病院	西脇市黒田庄町田高 313
服部病院	三木市大塚 218-3
ときわ病院	三木市志染町広野 5-271
三木山陽病院	三木市志染町吉田 1213-1
北播磨総合医療センター	小野市市場町 926-250
栄宏会小野病院	小野市天神町 973
市立加西病院	加西市北条町横尾 1-13
加東市民病院	加東市家原 85
医療法人仁寿会石川病院	姫路市別所町別所 2-150
井野病院	姫路市大塩町汐咲 1-27
医療法人松藤会入江病院	姫路市飾磨区英賀春日町 2-25
医療法人社団普門会 姫路田中病院	姫路市書写 717
国富胃腸病院	姫路市青山 3-33-1
医療法人社団綱島会厚生病院	姫路市御立西 4-1-25
医療法人社団みどりの会酒井病院	姫路市飾西 412-1
医療法人光寿会城陽江尻病院	姫路市北条 1-279
製鉄記念広畑病院	姫路市広畑区夢前町 3-1
神野病院	姫路市飾磨区下野田 2-533-3
長久病院	姫路市広畑区小松町 2-66-1
医療法人三栄会ツカザキ病院	姫路市網干区和久 68-1
医療法人ひまわり会八家病院	姫路市西今宿 2-9-50
独立行政法人国立病院機構姫路医療センター	姫路市本町 68
姫路聖マリア病院	姫路市仁豊野 650
兵庫県立姫路循環器病センター	姫路市西庄甲 520
姫路赤十字病院	姫路市下手野 1-12-1
医療法人松浦会姫路第一病院	姫路市御国野町国分寺 143
医療法人公仁会姫路中央病院	姫路市飾磨区三宅 2-36
医療法人社団緑風会龍野中央病院	たつの市龍野町島田 667-1
医療法人社団栗原会栗原病院	たつの市龍野町富永 495-1
とくなが病院	たつの市神岡町東鶯崎 473-5
医療法人社団景珠会八重垣病院	たつの市新宮町井野原 531-2
たつの市民病院	たつの市御津町中島 1666
公立神崎総合病院	神崎郡神河町栗賀町 385
医療法人味木会太子病院	揖保郡太子町鶴 387
医療法人聖医会佐用中央病院	佐用郡佐用町佐用 3529-3

※平成29年6月現在

医療機関名	所在地
医療法人社団一葉会佐用共立病院	佐用郡佐用町佐用 1111
公立宍粟総合病院	宍粟市山崎町鹿沢 93
赤穂市民病院	赤穂市中広 1090
医療法人伯鳳会赤穂中央病院	赤穂市惣門町 52-6
医療法人天馬会半田中央病院	相生市旭 3-2-18
公立豊岡病院組合立豊岡病院	豊岡市戸牧 1094
公立香住病院	美方郡香美町香住区若松 540
公立村岡病院	美方郡香美町村岡区村岡 3036-1
公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター	豊岡市出石町福住 1300
公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿 1878-1
公立豊岡病院組合立朝来医療センター	朝来市和田山町法興寺 392
公立浜坂病院	美方郡新温泉町二日市 184-1
岡本病院	篠山市東吹 1015-1
兵庫医科大学ささやま医療センター	篠山市黒岡 5
医療法人社団みどり会にしき記念病院	篠山市西谷 575-1
兵庫県立柏原病院	丹波市柏原町柏原 5208-1
柏原赤十字病院	丹波市柏原町柏原 259-1
医療法人敬愛会大塚病院	丹波市氷上町絹山 513
洲本伊月病院	洲本市桑間 428
兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩谷 1-1-137
聖隷淡路病院	淡路市夢舞台 1-1
河上整形外科	淡路市志筑新島 6-27
東浦平成病院	淡路市久留麻 1867
医療法人社団順心会順心淡路病院	淡路市大町下 66-1
中林病院	南あわじ市神代国衛 1680-1

※平成29年6月現在

2 火葬場

火葬場名	所在地
鴨越斎場	神戸市北区山田町下谷上中一里山 14-1
西神斎場	神戸市西区神出町南字美濃谷 600
甲南斎場	神戸市東灘区本山町田中南小路 423
有馬斎場	神戸市北区有馬町字京口山 1814
姫路市立名古山斎場	姫路市名古山町 14-1
坊勢火葬場	姫路市家島町坊勢 698-19
宮区火葬場	姫路市家島町宮字東破風
真浦区斎場	姫路市家島町真浦字矢内谷 1952
男鹿火葬場	姫路市家島町宮 2165-11
清水谷斎場	姫路市夢前町宮置 2-60
こうふく苑	姫路市香寺町土師 333
あじさい苑	姫路市安富町安志 726
尼崎市立弥生ヶ丘斎場	尼崎市弥生ヶ丘町 1-1
西宮市満池谷火葬場	西宮市奥畑 7-115
芦屋市聖苑	芦屋市三条町 39-32
伊丹市宮斎場	伊丹市船原 2-4-20
宝塚市宮火葬場	宝塚市川面長尾山 15-423
川西市斎場	川西市柳谷鷹尾山柿木谷 10-1
猪名川霊照苑	川辺郡猪名川町木津奥山 47-3
三田市聖苑	三田市下槻瀬 748-1
あかし斎場旅立ちの丘	明石市和坂 1-2-12
加古川市斎場	加古川市上荘町白沢 259-27
稲美斎場ひじり苑	加古郡稲美町中一色 285-2
西脇多可広域斎場	西脇市寺内 519
三木市立みきやま斎場	三木市福井字三木山 2465-3
高砂市立火葬場	高砂市西畑 4-15-22
加西市斎場	加西市鴨谷町字少婦谷 307-6
小野加東火葬場	小野市万勝寺町 435-88
播磨高原斎場	たつの市新宮町光都 3-37-1
揖龍火葬場(筑紫の丘斎場)	揖保郡太子町佐用岡 732
ささゆり苑	相生市相生字成 557
赤穂市斎場	赤穂市南野中 759-2
市川斎場	神崎郡市川町屋形 1068-2
しらぎく苑	宍粟市一宮町杉田 503-3
つつじ苑	宍粟市千種町千種 793-6
豊岡市立豊岡斎場	豊岡市高屋 467
香住斎場	美方郡香美町香住区下浜 1510

※平成29年6月現在

火葬場名	所在地
広域美方苑	美方郡新温泉町竹田口字 956-2
静霊苑	養父市八鹿町朝倉 100
朝来市斎場	朝来市山東町大月字東南山 23-2
丹波市柏原斎場つつじ苑	丹波市柏原町下小倉 2088-20
丹波市氷上斎場	丹波市氷上町絹山 1025-1
篠山市営斎場	篠山市栗柄 1155
洲本市火葬場	洲本市小路谷 1063-1
五色台聖苑	洲本市五色町烏飼浦 2696
淡路市営津名火葬場	淡路市生穂 2910
淡路市営岩屋火葬場	淡路市岩屋 3139-4
淡路市営室津火葬場	淡路市室津 229
淡路市営東浦火葬場	淡路市久留麻 1289
南あわじ市火葬場	南あわじ市賀集八幡南字柴谷 583-30
沼島火葬場	南あわじ市沼島

※平成29年6月現在

第4 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処

第4 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処

1 生活関連等施設の定義

施行令		施設の種類
27条 1号	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号の電気事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）	発電所
		変電所
27条 2号	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）	ガス発生設備・ ガス精製設備
		ガスホルダー
27条 3号	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの	取水施設
		貯水施設
		浄水施設
		配水池
27条 4号	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの	鉄道施設・ 軌道施設
27条 5号	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数に3万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数に3万に満たないものを除く。）	電気通信事業者 がその事業の用 に供する交換設 備
27条 6号	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備	国内放送を 行う放送局 の無線設備
27条 7号	港湾法（昭和25年法律第218号）第52条第1項第1号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第2号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設	水域施設・ 係留施設
27条 8号	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第6条第1項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項の航空保安施設	航空保安施設
27条 9号	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章の規定の適用を受けるダム	ダム
27条 10号	法第百三条第一項の危険物質等の取扱所	次ページ参照

(参考) 法第103条第1項の「危険物質等」は、施行令第28条各号に規定されている。その具体的な内容については、資料4-2 危険物質等の定義を参照。また、それらを取り扱う施設(施行令第27条10号で定められる「危険物質等の取扱所」)の一覧は、以下のとおりである。

施行令		施設の種類
28条1号	消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	危険物の取扱所
28条2号	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並び当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物劇物営業者の取扱所
		特定毒物研究者の取扱所
		毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所
28条3号	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	火薬類の製造所(煙火等を除く。)
		火薬類の製造所(煙火)
		火薬庫
28条4号	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	高圧ガスの製造施設(第一種製造者)
		高圧ガスの貯蔵設備(第一種貯蔵所)
28条5号	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条第1項に規定する原子力事業者が所持するものに限る。)	核燃料物質使用施設
28条6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	核原料物質使用施設
28条7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者の取扱所
28条8号	医薬品医療機器等法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬局
		一般販売業の店舗
		毒薬劇薬の製造業者等
28条9号	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)	LNGタンク
		発電機冷却用水素ポンベ
		脱硝用アンモニアタンク
28条10号	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	LNGタンク
		発電機冷却用水素ポンベ
		脱硝用アンモニアタンク
28条11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。))又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)	毒性物質の取扱所

※法…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)

施行令…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(国民保護法施行令)

2 危険物質等の定義

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
危険物		消防法 第2条第7項	同法第9条の4の指定数量 以上のもの	指定数量以上の貯蔵及び 取扱の場所に関しては、許 可が必要
	酸化性個体 (塩素酸塩類など)	同法別表第1 第1類		危険物の種類に応じて、指 定数量：50Kg、300Kg、 1000Kgの3段階
	可燃性固体 (赤りん、硫黄など)	第2類		危険物の種類に応じて、指 定数量：100Kg、500Kg、 1000Kgの3段階
	自然発火性物質及 び禁水性物質(カリウ ム、ナトリウムなど)	第3類		危険物の種類に応じて、指 定数量：10Kg、20Kg、 50Kg、300Kgの4段階
	引火性液体(石油 類、アルコールなど)	第4類		危険物の種類に応じて、指 定数量：50Lから10000Lま での8段階
	自己反応性物質 (ニトロ化合物など)	第5類		危険物の種類に応じて、指 定数量：10Kg、100Kgの2 段階
	酸化性液体 (過酸化水素水など)	第6類		指定数量：300Kg
毒物及び 劇物	毒物(58成分)	毒物及び劇物 取締法 第2条第1項 同法別表第1	・医薬品及び医薬部外品以 外 (同法第2条) ・以下の者が取り扱うもの (令第28条第2号) 毒物劇物営業者 (同法第3条第3項) 特定毒物研究者 (同法第3条の2第1項) 業務上取扱者 (同法施行令第41条)	毒物劇物営業者(登録制) ：製造業者、輸入業者、販 売業者 業務上取扱者 金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業 (5トン車以上) しろあり防除業
	劇物(240成分)	同条第2項 同法別表第2		
火薬類	火薬	火薬類取締法 第2条第1項第 1号		製造、販売、貯蔵はそれぞ れ、許可を受けた製造施 設、販売所、火薬庫で行わ なければならない。 許可権者 製造：経済産業大臣 販売：知事 許可：知事
	爆薬	同法同条同項 第2号		
	火工品	同法同条同項 第3号		

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
高圧ガス		高圧ガス保安法第2条	(同法第3条:適用除外) ・高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気 ・鉄道車両のエヤコンディショナー内 ・船舶内、鉱業を行うための設備内 ・航空機内 ・電気工作物(発電用のもの)内 ・原子炉及びその付属施設内 ・災害の発生のおそれのないもので政令で定めるもの	製造及び貯蔵所(容積300立方メートル以上)の設置は知事の許可又は届出が必要(許可、届出の別はガス種及び容積による) 販売は、販売所ごとに知事への届出が必要
核燃料物質及びこれによって汚染されたもの		原子力基本法第3条第2号	次の者が所持するもの ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等 ・当該事業者等から運搬を委託された者 ・受託貯蔵者	右の事業者等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項) 製錬事業者 加工事業者 試験研究用等原子炉設置者 外国原子力船運行者 発電用原子炉設置者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 使用者
核原料物質		原子力基本法第3条第3号	低濃度又は微量で、使用の際に届出が不要なもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)以外のすべて	
放射性同位元素及びこれによって汚染されたもの		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項	許可届出使用者等(同法第32条)が所持するもの	
毒薬及び劇薬	毒薬	医薬品医療機器等法第44条第1項	薬局等開設者(同法第46条第1項)が取り扱うもの	薬局等開設者(許可制) 薬局開設者 医薬品の製造販売業者 製造業者 販売業者
	劇薬	医薬品医療機器等法第44条第2項		
高圧ガス		高圧ガス保安法第2条	電気事業法第38条第3項の電気工作物(発電用のものに限る)内	

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
生物剤及び毒素	生物剤	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法第2条第1項	業として取り扱う者が取り扱うもの	生物剤(同法第2条第1項) 微生物 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの又は毒素を産出するもの
	毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第2項		毒素(同法第2条第2項) 生物によって生産される物質 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの 人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む
毒性物質		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項	次の者が所持する者 ・許可製造者(同法第7条第1項) ・許可使用者(同法第12条) ・承認輸入者(同法第15条第1項第2号) ・廃棄物義務者(同法第18条第2項) ・指定物質の製造(同法第24条第1項から第3項及び第27条)、使用(同法第26条)、輸入に関する届出をした者(同法第28条)	毒性(同法第2条第1項) 人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的もしくは持続的に著しく害する性質

3 危険物質等に対する措置

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
危険物 (令第28条第1号)	総務大臣	2以上の都県にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの	1. 製造、引渡貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限	
	知事	消防本部所在市町村以外で貯蔵及び取り扱われるもの	2. 所在場所の変更又はその廃棄	
	市町村長	消防本部所在市町村で貯蔵及び取り扱われるもの		
毒物及び劇物 (令第28条第2号)	厚生労働大臣一部の業者については知事	製造業者及び輸入業者が取り扱うもの	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	業務上取扱者 金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業(5トン車以上) しろあり防除業
	知事 (店舗の所在地が保健所を設置する市にある場合は市長)	販売業者が取り扱うもの		
	厚生労働大臣及び知事	特定毒物研究者及び業務上取り扱う者が取り扱うもの		
火薬類 (令第28条第3号)	経済産業大臣	製造業者 販売業者 消費者	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止(火薬類取締法第45条第1号)	
		製造業者 販売業者 消費者 その他火薬を取り扱う者	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		所有者 占有者	火薬類の所在場所の変更又は破棄(同法同条第3号)	
		破棄した者	廃棄した火薬類の収去(同法同条第4号)	
高圧ガス (令第28条第4号)	経済産業大臣 又は知事	第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者	製造のための施設、第一種貯蔵者、第二種貯蔵所、販売所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止(高圧ガス保安法第39条第1号)	
		第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者 その他高圧ガスを取り扱う者	製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者	破棄又は所在場所の変更(同法同条第3号)	

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
核燃料物質 (令第28条第5号)	経済産業大臣	精錬事業者 加工事業者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物による災害を防止するための必要な措置(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項)	
	文部科学大臣	使用者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者		
	国土交通大臣	船舶又は航空機による運搬に係る場合鉄道、軌道、策動、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬であって、運搬するもの以外		
核原料物質 (令第28条第6号)	原子力規制委員会	低濃度又は微量で、使用の際に届出が不要なもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)以外のすべて	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	
放射性同位元素及び放射性汚染物 (令第28条第7号)	原子力規制委員会	使用者 販売業者 賃貸業者 廃棄業者 これらの者から運搬を委託された者	1. 所在場所の変更 2. 汚染の除去 3. その他放射線障害を防止するために必要な措置(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第4項)	
毒薬及び劇薬 (令第28条第8号)	厚生労働大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	知事の処分を受けている者 薬局開設者 製造業者の一部 輸入業者の一部 販売業者
	厚生労働大臣及び知事	知事の処分を受けている者が所持するもの		
	農林水産大臣	専ら動物のために使用されることが目的とされるもの		
高圧ガス (令第28条第9号)	経済産業大臣	事業用電気工作物(発電用)内		事業用電気工作物の根拠法令 電気事業法第38条第3項

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
生物剤及び毒素 (令第28条第10号)	生物剤又は毒素に係る事業を所管する大臣			右の事業を所管する主な大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
毒性物質(許可、届出をした者が所持するもの) (令第28条第11号)	経済産業大臣			

4 神戸市消防局NBC災害対応装備保有状況

	資機材名	数量	目的用途
測定	中性子サーベーター	4	放射線量の測定
	表面汚染検査計	30	放射線汚染の測定
	電離箱式サーベーター	18	放射線量の測定
	GM管式サーベーター	63	放射線量の測定
	ポケット線量計	261	被爆線量の測定
	テストストリップス	各5	生物剤の特定
	生物剤検知器(IBAC)	1	生物剤の採取
	生物剤検知器(バイオキャプチャー)	2	生物剤の採取
	GCMS(ガスクロマトグラフ質量分析装置)	1	ガスの特定・推定
	ハズマットID	1	物質の特定・推定
	ガスID	1	ガスの特定・推定
	携帯型化学剤検知器(RAID-M100)	1	化学剤の検出・特定
	携帯型化学剤検知器(LCD3.3)	2	化学剤の検出・特定
	化学剤検知紙	36	化学剤の検出・特定
	有毒ガス検知器(ガステック)	27	有毒ガス濃度の測定
	複合ガス検知器	37	有毒・可燃性ガス濃度の測定
除染	除染テント(フレーム式)	3	主に要救助者を除染するためのテント
	除染テント(エア式)	2	主に要救助者を除染するためのテント
	除染シャワー(ポータフレックス)	1	主に活動隊を除染するためのテント
	除染剤散布器	8	除染剤を散布する
	塩素吸収剤散布器	6	塩素吸収剤を散布する
	金属消火用薬剤散布器	6	金属消火用薬剤を散布する
	大型除染システム	1式	大型テントや複数の除染用資機材を有し、一度に大人数を除染することのできるコンテナセット
保護	陽圧式化学防護服	60	空気呼吸器による呼吸で防護服内部を陽圧にし、外部から有害物質の進入を防ぐ防護服
	化学防護服(タイケム・ザイトロン)	116	耐酸アルカリ腐食性を有する素材でコーティングされた防護服
	防毒マスク(MSA)	104	吸収缶を取り付け使用することで有害物質から呼吸を保護
	吸収缶(マルチ)	120	マスクと使用することで有害物質から呼吸を保護
	吸収缶(ヨウ素)	57	マスクと使用することで有毒物質から呼吸を保護
	放射性防護消火服	25	放射能(α β 線)を遮蔽する素材で覆われた消火服
被害拡大防止	真空ポンプ	1	真空ポリデシケーターを真空にする可搬型ポンプ
	採取袋(テトラバッグ)	30	気体を採取する袋
	試料採取用ポンプ	6	気体採取用ハンドポンプ
	真空ポリデシケーター	1	物質の乾燥・保存用
	吸着材	2	酸・アルカリ・有機溶剤・オイルの液体を吸着

※平成29年7月現在

5 神戸市保有車両一覧*

保有車両一覧表

所管 積載車	神戸市																							小計	消防団	合計										
	秘書室	危機管理室	会計室	企画調整局	行財政局	市民参画推進局	国際文化観光局	保健福祉局	こども家庭局	環境局	産業振興局	建設局	住宅都市局	みなと総局	消防局	交通局	水道局	教育委員会事務局	市会事務局	選挙管理委員会	人事委員会事務局	監査事務局	東灘区				灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区		
乗用車	6			1	39	1	3	56	5	36	18	84	23	28	29	6	23	10	3															405		405
バス				1				9	7	0	8				2	545		8	1															581		581
ジープ										2	7			1				1																11		11
広報車							1					2			26															1				30		30
軽自動車								9	0	20	23	60	1	4		3	164	4						5	5	3	4	25	4	6	6	29	375		375	
バイク				2				12				0	26		22	6	18							7	2	2	5	0	9	6	9	7	133		133	
トラック										18	3	1		1			8																31		31	
小四貨物車					4			2	3	0	28	39		17		17	67	2					1				11			3	2	196		196		
ダンプトラック											11	20					3																34		34	
ブルドーザー												0																					0		0	
グレーダー												2																					2		2	
ショベルカー												6																					6		6	
クレーン車												4		1		4																	9		9	
被けん引車																																	0		0	
コンプレッサー																																	0		0	
トレーラー																																	0		0	
フォークリフト												2				5																	7		7	
ポンプ車															46																		46		46	
ポンプ付救助車															6																		6		6	
タンク車															5	5																	10		10	
化学車															15																		15		15	
はしご車															12																		12		12	
屈折はしご車															1																		1		1	
放水搭車															1																		1		1	
泡原液搬送車															1																		1		1	
支援車・特殊作業車														2	26																		28		28	
救助車															6																		6		6	
10トンタンク車															11																		11		11	
大容量ポンプホース延長車															5																		5		5	
救急車															39																		39		39	
無線車															3																		3		3	
調査車・市民救急広報車															3																		3		3	
小型ポンプ積載車														1	0																		1	164	165	
栄養指導車								1																									1		1	
患者搬送車								2																									2		2	
移動保健車								2																									2		2	
レントゲン車								7																									7		7	
薬剤散布車								10																									10		10	
食品検査車								2																									2		2	
し尿収集車										12																							12		12	
ゴミ収集車										199	15	1																					215		215	
高所作業車										1	6	1																					8		8	
汚泥収集車										0																							0		0	
散水車										2																							2		2	
計量車							1																										1		1	
トラクター											1																						1		1	
工作車											1																						1		1	
管梁清掃車																																	0		0	
Wキャビン										2	35																						37		37	
計	6	0	0	3	44	1	5	112	15	292	93	283	50	57	259	577	297	25	4	0	0	0	0	16	10	9	12	37	17	18	20	47	2309	164	2473	

6 神戸市内飛行場外離着陸場一覧表*

NO.	地区	名 称	所 在	備 考	緯度経度 (世界測地系)	
					北緯	東経
1	東灘	芦屋カンツリーゴルフ練習場	本山町森	臨時	34度45分25秒	135度16分35秒
2		東おたふく山頂上	本山町本庄山	臨時	34度45分58秒	135度16分20秒
3		新明和工業(株)甲南工場ヘリポート	青木町1丁目1-1	臨時	34度42分56秒	135度17分29秒
4		海上自衛隊阪神基地隊	魚崎浜町37	臨時	34度42分16秒	135度17分14秒
5		瀬戸公園	魚崎南町1丁目2	臨時	34度42分45秒	135度16分50秒
6		住吉浜公園	住吉浜町	臨時	34度42分21秒	135度15分42秒
7		六甲アイランド FGバース	向洋町西3丁目	臨時	34度41分43秒	135度15分33秒
8		六甲アイランド L1バース	向洋町東4丁目	臨時	34度41分11秒	135度17分20秒
9	灘	灘丸山公園	五毛字丸山	臨時	34度43分27秒	135度13分10秒
10		王子陸上競技場	王子町2丁目1	臨時 ^{*1}	34度42分38秒	135度13分01秒
11		旧摩耶天上寺跡地	摩耶山町大石	臨時	34度43分51秒	135度12分21秒
12		記念碑台駐車場	六甲山町南六甲	臨時	34度45分26秒	135度13分46秒
13		六甲山ホテル駐車場	六甲山町南六甲1134番	臨時	34度45分22秒	135度13分39秒
14		掬星台駐車場 (摩耶天上寺 西側駐車場)	摩耶山町2-2	臨時	34度44分17秒	135度12分09秒
15		市立六甲山牧場 北駐車場	六甲山町 中一里山1-1	臨時	34度45分09秒	135度12分25秒
16	中央	災害医療センター屋上ヘリポート	臨浜海岸通1-3-1	ヘリポート	34度41分48秒	135度12分43秒
17		兵庫県庁3号館屋上ヘリポート	下山手通4-65	ヘリポート	34度41分33秒	135度11分05秒
18		兵庫県警察本部庁舎屋上ヘリポート	下山手通5-4-2	ヘリポート	34度41分23秒	135度11分01秒
19		N T T西日本神戸中央ビル 屋上ヘリポート	海岸通11	ヘリポート	34度41分11秒	135度11分38秒
20		神戸大学医学部付属病院 屋上	楠町7丁目5-1	臨時	34度41分55秒	135度10分16秒
21		神戸労災病院 屋上	籠池通4丁目1-23	臨時	34度42分38秒	135度12分24秒
22	水上	神戸ヘリポート	港島中町8-1	拠点 ヘリポート	34度39分32秒	135度12分25秒
23		神戸空港	神戸空港1番	空港 燃料	34度37分58秒	135度13分26秒
24		神戸市立医療センター 中央市民病院屋上	港島南町2丁目	屋上場外	34度39分35秒	135度12分53秒
25		みなとのもり公園	小野浜町	臨時	34度41分12秒	135度12分03秒
26		神戸空港島キロエリア	神戸空港	臨時	34度38分24秒	135度13分27秒
27		兵庫県立こども病院屋上	港島南町1丁目6番	屋上場外	34度39分45秒	135度13分05秒
28		御崎公園	御崎町1丁目	臨時	34度39分25秒	135度10分14秒
29	兵庫	兵庫駅南公園 (キャナル横)	駅南通5丁目	臨時	34度39分51秒	135度09分38秒
30		鳥原貯水池	鳥原町	臨時	34度41分24秒	135度09分05秒
31		市立遠矢浜グラウンド	遠矢浜町	臨時	34度38分55秒	135度10分10秒
32		(株)新菊水ゴルフクラブ 駐車場	鳥原町ヌク谷1番	臨時	34度42分18秒	135度09分22秒
33	須磨	ユニバー記念補助競技場	緑台神戸総合運動公園	臨時	34度41分03秒	135度04分51秒
34		J R西日本神戸総合グラウンド	大池町5丁目1	臨時	34度39分06秒	135度07分56秒
35		須磨海岸東側コンクリート部分	若宮町1丁目3番	臨時	34度38分34秒	135度07分43秒
36		須磨海岸中央広場	須磨浦通2丁目1番	臨時	34度38分33秒	135度07分09秒
37	垂水	アジュール舞子	海岸通11	臨時	34度37分33秒	135度02分41秒
38		平磯芝生広場	平磯1丁目1	臨時	34度37分39秒	135度03分47秒
39		第二神明道路 名谷管理事務所	名谷町前田953	臨時	34度38分56秒	135度03分47秒
40		阪神高速道路(株) 名谷交通管理所	名谷町字前田961-1のうち、961-7のうち、961-11のうち	臨時	34度38分54秒	135度04分12秒

NO.	地区	名 称	所 在	備 考	緯度経度（世界測地系）	
					北緯	東経
41	垂水	垂水健康公園 県民ふれあい広場	名谷町	臨時	34度39分29秒	135度03分52秒
42		苔谷公園	舞子台4丁目2番	臨時	34度38分14秒	135度02分12秒
43	西	滝川第二高校グラウンド	春日台6-23	臨時	34度42分18秒	134度59分25秒
44		市立神港橋高校第二グラウンド	押部谷町栄	臨時	34度45分06秒	135度03分07秒
45		甲南大学広野野球グラウンド	神出町古神	臨時	34度46分08秒	135度00分19秒
46		岩岡公園	岩岡町岩岡994	臨時	34度43分25秒	134度56分36秒
47		野中中央市民公園	岩岡町野中	臨時	34度43分28秒	134度55分59秒
48		（株）ナブテスコ西神工場グラウンド*	福吉町1丁目1617-1	臨時	34度43分06秒	135度55分25秒
49		農業公園駐車場	押部谷町高和1557-1	臨時	34度44分01秒	135度02分29秒
50		上北古下池市民公園	神出町宝勢417-1	臨時	34度44分08秒	134度58分52秒
51		神出町公園	神出町田井627	臨時	34度44分43秒	134度58分49秒
52		シスメックス	室谷1丁目3-2	臨時	34度41分59秒	135度03分09秒
53		神戸学院大学 第6グラウンド	南別府2丁目	臨時	34度40分15秒	135度01分08秒
54		向井山公園	見津が丘1丁目	臨時	34度44分29秒	135度05分07秒
55		神戸市看護大学グラウンド	学園西町3丁目4番地	臨時	34度41分15秒	135度03分11秒
56		市立玉津中学校 第2グラウンド	玉津町今津364	臨時	34度40分49秒	134度59分36秒
57		川崎重工株式会社 精密機械カンパニー	榎谷町松本234番地	臨時	34度41分11秒	135度00分01秒
58	北	神戸消防ヘリポート	ひよどり北町3丁目1	ヘリポート※2	34度42分26秒	135度07分08秒
59		しあわせの村	山田町下谷上中一里山 14-1	臨時※1	34度42分39秒	135度06分52秒
60		静ヶ池	道場町生野南山	臨時	34度51分27秒	135度15秒48秒
61		みのたにグリーンスポーツホテル グラウンド	山田町原野1-1	臨時	34度46分26秒	135度08分40秒
62		掖谷公園多目的広場	鹿の子台南町5丁目	臨時	34度51分27秒	135度12分41秒
63		八多町公園多目的広場	八多町附物下殿閣	臨時	34度49分17秒	135度11分54秒
64		淡河環境センター	山田町福地北山 28-2	臨時	34度47分48秒	135度07分47秒
65		フルーツフラワーパーク駐車場	大沢町上大沢2150	臨時	34度50分44秒	135度11分35秒
66		裏六甲公園多目的広場	有野町唐櫃字六甲山	臨時	34度46分07秒	135度12分51秒
67		再度公園駐車場	山田町下谷上	臨時	34度43分15秒	135度10分37秒
68		あじさいスタジアム駐車場	有野町二郎	臨時	34度50分44秒	135度13分26秒
69		六甲唐櫃台公園	唐櫃台4丁目38番	臨時	34度47分11秒	135度12分41秒
70		J A兵庫六甲神戸北 営農総合センター	八多町深谷	臨時	34度49分11秒	135度10分32秒
71		つくはら湖展望台	山田町衝原	臨時	34度46分01秒	135度04分13秒
72		天王ダム スポーツガーデン	鈴蘭台東町9丁目3-5	臨時	34度43分09秒	135度09分30秒
73	みなと総局公有地	東有野台5丁目	臨時	34度48分19秒	135度14分22秒	
74	うらら	淡河町淡河字長松寺574	臨時	34度48分42秒	135度06分01秒	
75	塩田八幡宮 参拝者用駐車場	道場町塩田	臨時	34度52分26秒	135度14分20秒	
備考	拠点：航空活動拠点（1カ所） 燃料：燃料補給場所（1カ所） 空港（1カ所）、ヘリポート（6カ所）、臨時離着陸場（66カ所）、屋上場外（2カ所） 計75カ所 ※1 自衛隊機の活動拠点 ※2 平成29年8月1日以降 ヘリポートから飛行場外離着陸場に変更予定					
	作成年月日：令和4年 月1日					

7 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場*

災害拠点病院・救命センター							病院管轄消防本部		
病院名	住 所	電話番号	適地番号	離着陸場名	種類	夜設	種別	消防本部名	電話番号
神戸市立医療センター 中央市民病院	神戸市中央区港島南町2丁目1-1	078-302-4321		同センター屋上 所在地: 病院と同じ	飛行場外離着陸場(継続)		災拠・救命・三次	神戸市消防局	078-333-0119
兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-3131		同センター屋上ヘリポート 所在地: 病院と同じ	ヘリポート		災拠・救命・三次	神戸市消防局	078-333-0119
神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-231-6006		災害医療センター屋上ヘリポート 所在地: 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	ヘリポート		災拠	神戸市消防局	078-333-0119
神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7-5-2	078-382-5111		同病院屋上 所在地: 病院と同じ	飛行場外離着陸場(継続)	有	災拠・三次	神戸市消防局	078-333-0119
兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1-1	0798-45-6111	阪036	兵庫医科大学グラウンド 所在地: 西宮市鳴尾浜1丁目5-3	飛行場外離着陸場(継続)		災拠・救命・三次	西宮市消防局	0798-26-0119
宝塚市立病院	宝塚市小浜4-5-1	0797-87-1161	阪051	武庫川河川敷緑地公園 所在地: 宝塚市東洋町1番地	緊急離着陸場		災拠	宝塚市消防本部	0797-73-0119
西脇市立西脇市民病院	西脇市下戸田652-1	0795-22-0111		同病院屋上 所在地: 病院と同じ	緊急離着陸場		災拠	にしたか消防本部	0795-22-0119
兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203	0794-497-7000	東播磨325	同センター敷地内ヘリポート 所在地: 病院と同じ	緊急離着陸場		災拠・救命・三次	加古川市消防本部	0794-24-0119
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439	079-451-5500		同病院屋上 所在地: 病院と同じ	飛行場外離着陸場		災拠・三次	加古川市消防本部	0794-24-0119
兵庫県立姫路循環器病センター	姫路市西庄甲520	079-293-3131	西111	姫路市陸上競技場 所在地:	緊急離着陸場		災拠・救命・三次	姫路市消防局	0792-23-0003
姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	0792-94-2251		同病院屋上 所在地: 病院と同じ	緊急離着陸場	有	災拠	姫路市消防局	0792-23-0003
独立行政法人国立病院機構姫 路医療センター	姫路市本町68番地	079-225-3211		シロトピア記念公園 所在地: 姫路市本町68番地	緊急離着陸場		災拠	姫路市消防局	0792-23-0003
赤穂市民病院	赤穂市中広1090	0791-43-3222	西129	千種川河川敷緑地(サッカー場) 所在地: 赤穂市南野中宇久保	飛行場外離着陸場(継続)		災拠	赤穂市消防本部	0791-43-0119
公立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	平日(内2205) 0796-22-6111 土日祝(内1051)		豊岡病院内駐車場 所在地: 病院と同じ	飛行場外離着陸場(継続)		災拠・救命・三次	豊岡市消防本部	0796-24-1119
公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿1878-1	079-662-5555	但200	八鹿町救急用ヘリコプター場外離着陸場 所在地: 養父市八鹿町高柳2689-4	飛行場外離着陸場(継続)		災拠	養父市消防本部	079-662-0119
兵庫県立柏原病院	丹波市柏原町柏原5208-1	0795-72-0524	丹216	丹波市消防本部 所在地: 丹波市柏原町母埤371-1	飛行場外離着陸場(継続)		災拠	丹波市消防本部	0795-72-2255
尼崎総合医療センター	尼崎市東灘波町2-17-77	06-6480-7000		同センター屋上 所在地: 病院と同じ	飛行場外離着陸場(継続)	有	災拠・三次	尼崎市消防局	06-6481-0119
兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1丁目1-137	0799-22-1200		同センター屋上 所在地: 病院と同じ	飛行場外離着陸場	有	災拠・救命・三次	淡路広域消防事務組合消防本部	0799-22-1200
兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1丁目	078-945-7300		同センター屋上 所在地: 病院と同じ	飛行場外離着陸場(継続)	有	小児三次	神戸市消防局	078-333-0119

確認日：平成29年4月1日

8 大阪府下の三次救急医療機関と災害用臨時ヘリポート*

	医療機関名	災害用臨時ヘリポート
1	大阪市立大学医学部附属病院	屋上臨時ヘリポート
2	大阪市立総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
3	大阪府立急性期・総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
4	国立病院大阪医療センター	大阪城内西の丸庭園
5	大阪赤十字病院	屋上臨時ヘリポート
6	大阪警察病院	屋上臨時ヘリポート
7	大阪大学医学部附属病院	屋上臨時ヘリポート
8	大阪府立中河内救命救急センター	屋上臨時ヘリポート
9	大阪府三島救命救急センター	津之江公園野球場
10	近畿大学医学部附属病院	近畿大学グラウンド
11	済生会千里病院	千里南公園円形広場
12	大阪医科大学附属病院	大阪医科大学グラウンド
13	関西医科大学附属病院	枚方防災ヘリポート
14	関西医科大学附属総合医療センター	淀川河川敷太子橋
15	東大阪市立総合病院	屋上臨時ヘリポート
16	堺市立総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
17	りんくう総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
18	多根総合病院	舞洲ヘリポート
19	岸和田徳洲会病院	屋上臨時ヘリポート

9 県外その他の三次救急医療機関と離着陸場*

	医療機関名	離着陸場
1	岡山赤十字病院 (岡山県岡山市北区)	屋上臨時ヘリポート
2	岡山大学病院 (岡山県岡山市北区)	屋上臨時ヘリポート
3	倉敷中央病院 (岡山県倉敷市)	屋上臨時ヘリポート
4	津山中央病院 (岡山県津山市)	病院敷地内
5	川崎医科大学付属病院 (岡山県倉敷市)	屋上臨時ヘリポート
6	京都第一赤十字病院 (京都府京都市東山区)	屋上臨時ヘリポート
7	国立病院機構京都医療センター (京都府京都市伏見区)	付近場外
8	洛和会音羽病院 (京都府京都市山科区)	付近場外
9	市立福知山市民病院 (京都府福知山市)	屋上臨時ヘリポート
10	宇治徳洲会病院 (京都府宇治市)	付近場外
11	京都府立医科大学付属北部医療センター(京都府与謝郡与謝野町)	敷地東側:Hマーク有り
12	公立南丹病院 (京都府南丹市)	屋上臨時ヘリポート
13	京都府立医科大学付属病院 (京都府京都市)	屋上臨時ヘリポート
14	京都大学医学部付属病院 (京都府京都市)	屋上臨時ヘリポート
15	京都市立病院 (京都府京都市)	屋上臨時ヘリポート
16	済生会京都府病院 (京都府長岡京市)	屋上臨時ヘリポート
17	京都岡本記念病院 (京都府久世郡久御山町)	屋上臨時ヘリポート
18	京都山城総合医療センター (京都府木津川市)	木津川市中央体育館

10 核燃料物質等に関する国の専門機関連絡窓口一覧

○放射性物質に関する指導、助言を得ることができる機関

国立研究開発法人 日本原子力開発機構
原子力緊急時支援・研修センター

○放射線障害等に関して、助言を得ることができる機関

放射線医学総合研究所 被爆医療センター

第5 様式集

第5 様式集

1 安否情報関係

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
（都道府県知事） 様
（市町村長）

申請者
住所（居所）
氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由
（○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）

- ① 被照会者の親族又は同居者であるため。
② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。
③ その他
()

備考

被照会者を特定するために必要な事項

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所

国籍

（日本国籍を有しない者に限る。）

その他個人を識別するための情報

※ 申請者の確認

※ 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないでください。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

様

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入願います。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入願います。

2 被害情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
神 戸 市

1 災害が発生した日時、場所

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 区 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

区 名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入する。

死亡地	年月日	性別	年齢	概 況

3 火災・災害等即報要領に定める報告

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人				
		中等症 人				
		軽症 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	
				建物焼損表面積	m ²	
				林野焼損面積	a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス	物質名			
	5毒劇物 6 RI等 7その他 ()				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災活動状況及び 緊急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防組織	人	
			共同防組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他の参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部 名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計 人	負傷者等	人（ 人）
	不明 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救護・ 救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破壊	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

火災・災害時即報要領第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区分		被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		第	報	田	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)					冠水	ha	
報告者名			畑		流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
				文教施設		箇所		
				病院		箇所		
				道路		箇所		
				橋りょう		箇所		
				河川		箇所		
				港湾		箇所		
				砂防		箇所		
				清掃施設		箇所		
				崖くずれ		箇所		
				鉄道不通		箇所		
				被害船舶		隻		
				水道		戸		
				電話		回線		
				電気		戸		
				ガス		戸		
				ブロック塀等		箇所		
				り災世帯数		世帯		
				り災者数		人		
				建物		件		
				危険物		件		
				その他		件		
人的被害	死者	人			その他			
	行方不明者	人						
負傷者	重傷	人						
	軽傷	人						
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟				火災発生		
	その他	棟					建物	件
						危険物	件	
						その他	件	

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他	農業被害	千円	適用市町村 災害救助法	計	団体
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額	千円	消防団員出動延人数	人		
備考	被害発生場所				
	被害発生年月日				
	被害の種類概況				
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 				

※ 被害額は省略することができるものとする。

第6 条例・要綱等

第6 条例・要綱等

1 神戸市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

神戸市条例第63号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、神戸市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び神戸市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「国民保護現地対策本部」という。）に、国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置く。

2 国民保護現地対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

3 国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

(施行細目の委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、神戸市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 神戸市国民保護協議会条例

平成18年3月31日

神戸市条例第64号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、神戸市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の数は、75人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事75人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 神戸市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市国民保護協議会条例（平成18年神戸市条例第64号）第8条の規定に基づき、神戸市国民保護協議会（以下「協議会」という）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

2 協議会は、会長がその議長となる。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成13年神戸市条例第23号）第10条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。なお、公開にあつては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項但し書きに該当する事項は除く。

(代理)

第5条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会または部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の幹事をもって、幹事会を組織する。

2 幹事会に幹事長をおき、幹事長は危機管理室長とする。

3 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる

4 幹事会は、協議会において委任された事項を処理し、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

5 幹事が、事故その他やむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(企画部会)

第7条 協議会に、国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る企画及び立案等を行うため、企画部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会における準用)

第8条 第2条から第5条までの規定は、部会の運営について準用する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

4 神戸市国民保護協議会の構成

(1) 神戸市国民保護協議会

◎会長（同法第 40 条第 2 項）

機関名	役職
神戸市	市長

○指定地方行政機関（同法第 40 条第 4 項第 1 号）

機関名	役職
近畿財務局神戸財務事務所	所長
近畿農政局兵庫県拠点	地方参事官(兵庫県担当)
兵庫森林管理署	署長
神戸運輸監理部	総務企画部長
近畿地方整備局	局長
第五管区海上保安本部神戸海上保安部	部長
神戸地方気象台	台長
近畿総合通信局	局長

○自衛隊（同法第 40 条第 4 項第 2 号）

機関名	役職
陸上自衛隊第3特科隊	隊長
海上自衛隊阪神基地隊	基地隊司令

○県（同法第 40 条第 4 項第 3 号）

機関名	役職
兵庫県神戸県民センター	県民センター長
兵庫県警察本部	神戸市警察部長

○市職員（同法第 40 条第 4 項第 4 - 6 号）

機関名	役職
神戸市	副市長
神戸市	副市長
神戸市教育委員会	教育長
神戸市消防局	消防局長
神戸市危機管理室	理事・危機管理監
神戸市危機管理室	危機管理室長
神戸市市長室	市長室長

○市職員（同法第 40 条第 4 項第 4－6 号）【つづき】

機関名	役職
神戸市会計室	会計管理者
神戸市企画調整局	企画調整局長
神戸市行財政局	行財政局長
神戸市市民参画推進局	市民参画推進局長
神戸市保健福祉局	保健福祉局長
神戸市こども家庭局	こども家庭局長
神戸市環境局	環境局長
神戸市経済観光局	経済観光局長
神戸市建設局	建設局長
神戸市住宅都市局	住宅都市局長
神戸市みなと総局	みなと総局長
神戸市東灘区役所	東灘区長
神戸市灘区役所	灘区長
神戸市中央区役所	中央区長
神戸市兵庫区役所	兵庫区長
神戸市北区役所	北区長
神戸市長田区役所	長田区長
神戸市須磨区役所	須磨区長
神戸市垂水区役所	垂水区長
神戸市西区役所	西区長
神戸市水道局	水道局長
神戸市交通局	交通局長

○指定公共機関（同法第 40 条第 4 項第 7 号）

機関名	役職
西日本旅客鉄道株式会社神戸支社	神戸支社長
西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部長
日本赤十字社兵庫県支部	事務局長
日本放送協会神戸放送局	局長
阪神高速道路株式会社神戸管理部	部長
日本通運株式会社神戸支店	支店長
関西電力株式会社神戸支社	支社長
神戸電鉄株式会社	専務取締役鉄道事業本部長
阪急電鉄株式会社	運輸部長

○指定公共機関（同法第40条第4項第7号）【つづき】

機関名	役職
阪神電気鉄道株式会社	運輸部部長
山陽電気鉄道株式会社	常務取締役鉄道事業本部長
神姫バス株式会社	専務取締役
大阪ガス株式会社兵庫導管部	兵庫導管部長
社団法人兵庫県トラック協会	会長
株式会社ラジオ関西	代表取締役社長

○知識/経験を有する者（同法第40条第4項第8号）

機関名	役職
京都大学防災研究所	教授
神戸市消防協会	会長
神戸市医師会	会長
兵庫県看護協会	会長
神戸市自治会連絡協議会	事務局長
神戸市婦人団体協議会	会長
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	理事長
和田岬校区防災福祉コミュニティ	委員長
生活協同組合コープこうべ	執行役員
神戸商工会議所	専務理事
兵庫県港運協会	会長
	弁護士
	ネットモニター
	ネットモニター

(2) 神戸市国民保護協議会企画部会

分野	機関名	役職	法40条4項	備考
学識経験者	京都大学防災研究所	教授	8号	部会長
行政(防災実動機関)	海上保安	第五管区海上保安本部神戸海上保安部	部長	1号
	自衛隊	陸上自衛隊第3特科隊	隊長	2号
	県	兵庫県神戸県民センター	県民センター長	3号
	警察	兵庫県警察本部	神戸市警察部長	3号
	消防	神戸市消防局	消防局長	5号
	市	神戸市危機管理室	理事・危機管理監	6号
			危機管理室長	6号
公共機関	鉄道	西日本旅客鉄道株式会社神戸支社	神戸支社長	7号
	通信	西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部長	7号
	医療	日本赤十字社兵庫県支部	事務局長	7号
	放送	日本放送協会神戸放送局	局長	7号
	電気	関西電力株式会社神戸支店	支店長	7号
	ガス	大阪ガス株式会社兵庫導管部	兵庫地区保安統括	7号
	運送	社団法人兵庫県トラック協会	会長	7号
各種団体等	消防団	神戸市消防協会	会長	8号
	医療	神戸市医師会	会長	8号
	自治会	神戸市自治会連絡協議会	事務局長	8号
	婦人会	神戸市婦人団体協議会	副会長及び事務局長	8号
	消費流通	生活協同組合コープこうべ	総務統括部長	8号
	商工団体	神戸商工会議所	専務理事	8号
	市民		ネットモニター	8号
	市民		ネットモニター	8号

(3) 神戸市国民保護協議会幹事会

分類	機関名	補職名
指定地方 行政機関	近畿財務局神戸財務事務所	総務課長
	近畿農政局兵庫県拠点	統括農政推進官
	兵庫森林管理署	地域統括森林官
	神戸運輸監理部	安全防災・危機管理調整官
	神戸運輸監理部	企画調整官
	近畿地方整備局	総括防災調整官
	第五管区海上保安本部神戸海上保安部	警備救難課長
	神戸地方气象台	防災管理官
	近畿総合通信局	総務課長
自衛隊	陸上自衛隊第3特科隊	第三科長
	海上自衛隊阪神基地隊	警備科長
県	兵庫県神戸県民センター	県民交流室次長
	兵庫県警察本部	神戸市警察部庶務課長
	兵庫県警察本部	警備部警備課長
	兵庫県警察本部	交通部交通規制課長
市職員	神戸市教育委員会	総務課長
	神戸市消防局	総務課長
	神戸市消防局	警防課長
	神戸市危機管理室	室長
	神戸市危機管理室	担当課長
	神戸市市長室	秘書課長
	神戸市会計室	会計課長
	神戸市企画調整局	企画課長
	神戸市行財政局	総務課長
	神戸市市民参画推進局	広聴課長
	神戸市保健福祉局	総務課長
	神戸市こども家庭局	総務課長
	神戸市環境局	総務課長
	神戸市経済観光局	総務課長
	神戸市建設局	総務課長
	神戸市住宅都市局	総務課長
	神戸市みなと総局	海岸防災担当部長
神戸市東灘区役所	総務課長	

分類	機関名	補職名
市職員	神戸市灘区役所	総務課長
	神戸市中央区役所	総務課長
	神戸市兵庫区役所	総務課長
	神戸市北区役所	総務課長
	神戸市長田区役所	総務課長
	神戸市須磨区役所	総務課長
	神戸市垂水区役所	総務課長
	神戸市西区役所	総務課長
	神戸市水道局	総務課長
	神戸市交通局	総務課長
	指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社神戸支社
西日本電信電話株式会社兵庫支店		災害対策室担当課長
日本赤十字社兵庫県支部		救護福祉課長
日本放送協会神戸放送局		放送部長
阪神高速道路株式会社神戸管理部		総務課長
日本通運株式会社神戸支店		業務課長
関西電力株式会社神戸支社		業務・グループ課長
神戸電鉄株式会社		鉄道事業本部運輸部副部長
阪急電鉄株式会社		運輸部課長
阪神電気鉄道株式会社		運輸部課長
山陽電気鉄道株式会社		鉄道事業部本部安全推進・企画部参事
神姫バス株式会社		バス事業部次長
大阪ガス株式会社兵庫導管部		緊急保安チームマネージャー
社団法人兵庫県トラック協会		常務理事
株式会社ラジオ関西		報道制作部長

5 神戸市防災指令規程*

昭和43年4月1日
訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、神戸市防災指令（別表第1号及び第2号の表種類の欄に掲げる指令をいう。第3条の2第1項を除き、以下「防災指令」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この訓令において「職員」とは、本市に常時勤務する職員及びその他の職員のうち市長が定める職員とする。

2 市長の事務部局の職員以外の職員については、次条の規定に基づき市長が発令した防災指令は、それぞれの任命権者が発令したものとみなす。

3 この訓令において「局等」とは、局、局に属しない室、区役所、行政委員会の事務局、監査事務局及び市会事務局とする。

(防災指令の発令及び解除)

第3条 市長は、神戸市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるときは、全職員又はその都度指定する局等の職員に対し防災指令を発令する。

2 市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなったと認めるときは、防災指令を解除する。

3 前2項の防災指令の発令及び解除については、必要に応じ、市長に代行して危機管理監が行うことができる。

(防災連絡会議)

第3条の2 防災指令（別表第1号の表に規定する神戸市地域防災計画に基づくものに限る。）の発令及び解除並びに気象情報、被害状況等の収集、伝達等について協議するため、防災連絡会議を危機管理監が必要に応じて開催するものとする。

2 防災連絡会議は、危機管理監が指定する者をもって構成する。

(防災指令の種類、発令基準等)

第4条 防災指令の種類、発令基準、配備につくべき職員及びその活動内容は、別表のとおりとする。

(防災活動)

第5条 局等の長は、防災指令が発令されたときは、前条の配備につくべき職員を指揮し防災活動を実施しなければならない。

2 配備につくべき職員は、上司の命に従い、直ちに防災活動を実施しなければならない。

3 局等の長は、第1項の規定に基づき防災活動を実施したときは、職員の配備状況を直ちに危機管理監を通じて市長に報告しなければならない。

(防災指令の伝達)

第6条 防災指令は、神戸市地域防災計画及び神戸市国民保護計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

(職員の心構え)

第7条 前条の規定により伝達を受けた職員は、第4条の配備につくべき職員以外の職員であっても、状況によってはいつでも防災活動に従事できるよう心がけていなければならない。

(配備計画の作成)

第8条 局等の長は、防災指令が発令された場合における職員の配備計画を作成し、毎年5月末日までに、危機管理監に提出しなければならない。

(待機手当)

第9条 防災指令の発令により災害待機を命ぜられた職員に対して、災害待機手当を支給する。

(タクシーの利用等)

第10条 防災指令の発令にともない配備につこうとする職員（以下「配備職員」という。）が、次の各号の一に該当する場合は、タクシーの利用を認めることとする。

(1) 交通機関の運行又は運航が終了している場合

(2) 交通機関が途絶している場合

(3) その他所属長が必要と認める場合

2 配備職員が原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具を使用した場合における燃料代は、支給することができる。

(施行細目の委任)

第11条 この訓令の施行に関し、必要な事項は危機管理監が定める。

附 則

この規定は、昭和43年4月1日から施行する。

中略
 附 則（平19.8.8訓令甲2）
 この訓令は、平成19年8月8日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）神戸市地域防災計画に基づくもの

種 類	発 令 基 準	配備につくべき職員	活 動 内 容
連絡員 待機指令	気象予報または警報に基づき、いまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	局等の長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員（以下「指定職員」という。）	気象庁の予報又は警報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令 第1号	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する警戒宣言が発せられ、本市の区域内に相当な影響があると予想されるときその他の災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員	防災のための警戒及び情報の収集
防災指令 第2号	災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員	予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置
防災指令 第3号	本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内沿岸に係る気象庁の津波警報又は津波警報があつたときその他大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員	この表の防災指令第2号の項に規定する活動内容

備考 三田市及び三木市において震度5弱以上である地震が発生したときは、防災指令の発令基準については、本市の区域内において震度が5弱以上の地震が発生したものとみなす。

（2）神戸市国民保護計画に基づくもの

種 類	発 令 基 準	配備につくべき職員	活 動 内 容
連絡員 待機指令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態（以下「緊急対処事態」という。）又は同法第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）につながる可能性のある情報があるとき。	指定職員	緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる可能性のある情報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令 第1号	市外において緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる被害の情報があるとき。	指定職員	緊急対処事態又は武力攻撃事態等への警戒及び情報の収集
防災指令 第2号	本市以外の地方公共団体が国民保護対策本部を設置すべき都道府県又は市町村として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第25条第2項の規定による指定の通知（以下「指定の通知」という。）を受けたとき又は本市の区域内において緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報があるとき。	指定職員	予想される緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等に対処するための準備処置又は発生した被害に対する応急措置
防災指令 第3号	本市が指定の通知を受けたとき又は本市の区域内において緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等につながる重大な被害があるとき。	全職員	この表の防災指令第2号の項に規定する活動内容

6 神戸市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条－第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条－第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条－第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条－第17条）
- 第6章 雑則（第18条－第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、神戸市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）（以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第1号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第3号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第4号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

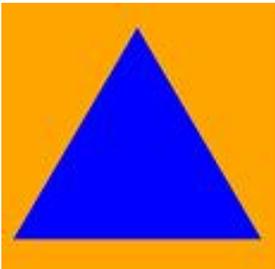
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 神戸市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理室が行うものとする。

付 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：神戸市 1)
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面	裏面																		
<div style="text-align: center;">  <p>神戸市長 Mayor of Kobe City 身分証明書 IDENTITYCARD</p>  </div> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry.....</p>	<table border="1"> <tr> <td>身長/Height.....</td> <td>眼の色/Eyes.....</td> <td>頭髪の色/Hair.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height.....	眼の色/Eyes.....	頭髪の色/Hair.....	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:			血液型/Blood type.....					所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height.....	眼の色/Eyes.....	頭髪の色/Hair.....																	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:																			
血液型/Blood type.....																			
.....																			
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																			
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																		

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル）

特殊標章再交付申請書

神戸市長 様	年 月 日
申 請 者 住 所： 電 話： 氏 名：	印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

神戸市長 様	年 月 日
申 請 者 住 所： 電 話： 氏 名：	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

第7 省令・告示等

第7 省令・告示等

1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）（様式は別掲）

（平成17年3月28日総務省令第44号）

（最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に

該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年内閣府告示第229号)
(最終改正：平成27年3月31日内閣府告示第45号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百二十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十五万二千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百二十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文及び第三項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十五万二千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	一万八千四百円	二万三千七百円	三万四千九百円	四万八千八百円	五万二千九百円	七千八百円
冬季	三万四百円	三万九千五百円	五万四千九百円	六万四千二百円	八万八千円	一万千円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万二百円以内、小人十六万八千円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行

うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万四千元以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

- イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千四百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千七百元
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万五千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3 火災・災害等即報要領（様式は別掲）

（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）
（最終改正：平成16年9月消防震第66号）

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

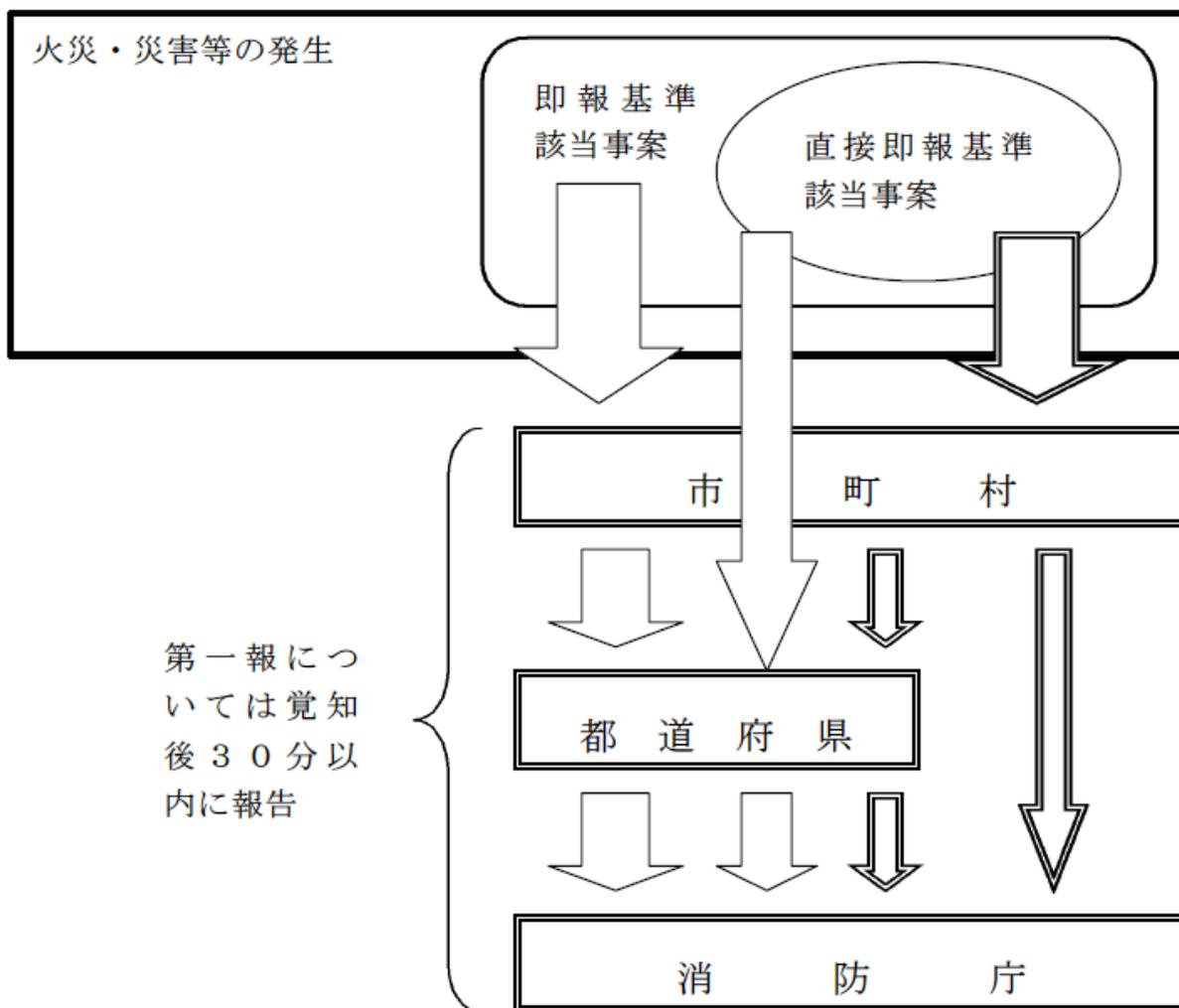
2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災

4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ウ) 交通機関の火災
 - 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - 1) 航空機火災
 - 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
 - 3) トンネル内車両火災
 - 4) 列車火災
- エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
 - (例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）
- ウ) 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - 2) 負傷者が5名以上発生したもの
 - 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - 4) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - 5) 海上、河川への危険物等流出事故
 - 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ) 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ) その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本

部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

- (3) 災害救助法適用市町村名
市町村毎に、適用日時を記入すること。
- (4) 備考欄
備考欄には次の事項を記入すること。
- ア 災害の発生場所
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
- ウ 災害の種類、概況
台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
- エ 応急対策の状況
市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。
- (例)
- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況

4 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、

迅速な救援活動等を行うこと。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

(平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (エ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるため

の赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとする。ことが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の

犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書 I 第 3 章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・ 常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 2 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 3 のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ロ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (ハ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (ニ) 所持者がいかなる資格において 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (ホ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (ヘ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ト) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (チ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。
- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ロ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等

の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助につ

いて協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

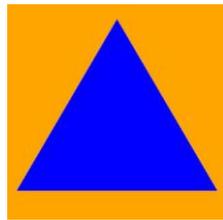
- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つかとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

〔図2〕



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされている

ことを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>写真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)</p> </div>
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格：
 証明書番号： 交付等の年月日：
 有効期間の満了日：
 返納日：

[様式3]

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p>PERMANENT For civilian medica personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocoll) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	
--	--	--

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocoll)in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	
--	---	--

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))